

内閣官房報償費（機密費） 情報公開訴訟

——大阪地裁判決骨子，原告「陳述書」および
「独立した一体的な情報」説批判——

上 脇 博 之

目 次

はじめに

- A 情報公開請求から大阪地裁判決までの概要
- B 原告本人の主張（「陳述書」）
- C 「独立した一体的な情報」説に対する批判（原告側「準備書面」）

は じ め に

私は内閣官房報償費（いわゆる機密費）について情報公開請求し，その用途に関する行政文書については全部不開示となったので，その不開示処分の取消しを求めて訴訟を提起した。大阪地裁は私の請求の一部を認容し，私は勝訴判決を受けた。以上の経緯について後掲Aで紹介する。

私の原告としての主張内容を知っていただくために，私が大阪地裁に提出した陳述書を後掲Bで紹介する。また続いて，国が部分開示を否定するために主張した独立一体説あるいは「独立した一体的な情報」説を私が批判した原告側の「準備書面」を，後掲Cで紹介する。

なお，BCいずれにおいても，原本では本文中にカッコ書きで明記していた文献は脚注に回した。ご留意いただきたい。

A 情報公開請求から大阪地裁判決までの概要

1. 内閣官房報償費（いわゆる機密費）に関する私の情報公開請求

第三次小泉改造内閣で内閣官房長官を務めていた安倍晋三氏が、2006年9月末、次の首相に就任した。私は、その安倍内閣のとき（同年10月5日）に、安倍氏が官房長官をしていた時代を含む「2005年4月～2006年9月」の「内閣官房費の中の報償費」について「内閣総務官」に対し情報開示請求を郵便で行った。

もっとも、当該報償費に関する行政文書には、どのようなものがあるか、私にはまったくわからない。そのような文書を見たこともないからだ。それゆえ、郵送から10日ほどして電話がかかってきて、文書の特定をするよう言われた。私は、どのように補正したらいいのか尋ねた上で、「内閣官房内閣総務官室情報公開窓口」に対し同年10月17日付で補正の文書を郵送した。その際、具体的には、次のように明記した。

1. 内閣官房報償費にかかる支出計算書
 2. 内閣官房報償費にかかる支出計算書の証拠書類
 3. 内閣官房報償費にかかる具体的な使途のわかる支出関係書類
- なお、上記1, 2, 3には、以下に例示するものが含まれているものと思われしますので、漏れのないよう開示をお願い申し上げます。
- (1) ①金銭出納帳, ②これを整理した月別の収入・支出表, ③目的別の分類表
- (2) 分類としては、例えば、①会議費, ②飲食費, ③国会対策費, ④交際費, ⑤「パーティー」（政治家の「励ます会」「出版記念」「シンポジウム」など政治家への政治資金の支出), ⑥「長官室手当」「秘書官室手当」「同窓会費」「饞別」「香典」「背広」「商品券」「手土産」など私的費用への支出。

2. 開示で明らかになったことと使途に関する行政文書の全面不開示

この補正から1ヵ月後、「行政文書開示決定通知書」（2006年11月20日）

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

で、「①内閣官房長官から会計課長への請求書，②①を受けて作成された支出負担行為即支出決定議決書，③①を受けて作成された支出計算書」が開示された。

この開示された行政文書を見ると，ほぼ1ヶ月に5000万円を2度（計1億円）請求していること等が判明した。細田博之氏が官房長官時代には2005年4月から同年10月までの7ヶ月間に8億円が請求され，安倍氏が官房長官時代には2005年11月から2006年9月までの11ヶ月間に10億9576万5000円が請求されていた。つまり1年6ヶ月で19億円近い税金が請求されていたのである（以下の報償費一覧表を参照）。

報償費一覧表

支払日	債主	金額（円）
平成17年4月4日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年4月4日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年4月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年4月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年5月20日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年5月20日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年6月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年6月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年7月20日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年7月20日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年8月16日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年8月16日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年9月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年9月21日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年10月19日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
平成17年10月19日	内閣官房長官 細田博之	50,000,000
	小合計	800,000,000
平成17年11月17日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成17年11月17日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000

平成17年12月16日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成17年12月16日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年1月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年1月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年2月16日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年2月16日	内閣官房長官 安倍晋三	45,765,000
平成18年4月5日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年4月5日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年4月20日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年4月20日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年5月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年5月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年6月8日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年6月8日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年7月13日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年7月13日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年8月9日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年8月9日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年9月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
平成18年9月19日	内閣官房長官 安倍晋三	50,000,000
	小合計	1,095,765,000
	総合計	1,895,765,000

しかし、「具体的に使途のわかる支出関係書類」については、「その具体的な使途に関する文書を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるし、「他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」があるとして、1枚の行政文書も開示されなかった。つまり、真っ黒に墨塗りされた文書さえ開示されなかったのである。

私は、早速、電話した。「内閣官房長官の氏名は公開できるでしょう」「日付は公開できるでしょう」と言って部分開示を求めましたが、聞き入れてもらえませんでした。「支出の行政文書は何枚あるのですか？」

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

と尋ねると、「それも機密です。」と答えるのである。

私はあまりにも酷い運用であり、情報公開法にさえ違反すると判断し、2007年1月20日、安倍内閣総理大臣に審査請求を行い（同年2月2日、安倍内閣総理大臣は情報公開・個人情報保護審査会に諮問した⁽¹⁾）、同年5月18日付で大阪地裁に非開示処分の取消しを求めて提訴したのである⁽²⁾（ただし、文書の量が多いため細田元官房長官時代の分は後に取り下げた⁽³⁾）。その後の訴訟の経緯を含め情報公開請求から判決までの経緯の概略は、以下の一覧表のとおりである。

情報公開請求から判決までの経緯の概略

2006年10月5日	私は2005年4月～2006年9月の内閣官房報償費について情報公開請求
10月17日	私は情報公開請求の補正を行う
11月20日	内閣官房長官から会計課長への請求書、支出負担行為即支出決定決議書、支出計算書は開示されたが、使途に関する行政文書は1枚も開示されず
2007年1月20日	私は安倍内閣総理大臣に審査請求
2月2日	私は安倍内閣総理大臣が情報公開・個人情報保護審査会に諮問
5月18日	私は大阪地裁に全部不開示処分の取り消しを求めて提訴
8月17日	情報公開・個人情報保護審査会が「開示相当」と答申
9月6日	安倍内閣総理大臣が私の審査請求を棄却
2009年10月9日	原告側は部分開示を否定する国の主張（「独立した一体的な情報」説）を批判した「準備書面（3）」を提出
2010年3月17日	原告側は安倍元内閣官房長官と古河貞二郎元官房副長官の証人尋問を請求
5月17日	被告側は千代幹也内閣総務官を証人尋問請求（後に原告側も申請）

-
- (1) 情報公開・個人情報保護審査会は2007年8月17日「非開示相当」との答申を行い、安倍内閣総理大臣は同年9月6日私の審査請求を棄却した。
- (2) 当初本人訴訟であったが、後に複数の訴訟代理人が付き、私の弁護団が結成された。
- (3) 以上については、上脇博之「政治とカネ連載14 内閣官房機密費の情報公開」ねっとわーく京都262号（2010年11月号）64～66頁。

8月13日	千代幹也氏を証人尋問。しかし証言拒絶を繰り返す
10月19日	原告側は「不当な証言拒絶に対する過料ないし監督官庁の承認申請」
10月22日	大阪地方裁判所は原告側の安倍氏および古川氏の証人尋問請求を却下
2011年1月19日	大阪地方裁判所は「当裁判所の見解」で、監督官庁である内閣官房長官に対して証言拒絶部分について証言の承認を求める
2月28日	枝野官房長官は、1項目を除いて承認せず
5月2日	原告側は千代幹也氏に対する再尋問を求める意見書を提出し、私（原告本人）の尋問を請求
5月11日	裁判所は千代氏の再尋問については却下し、私（原告本人）の尋問を採用
6月28日	私は原告として「陳述書」を大阪地裁に提出
7月27日	私は原告本人として尋問を受ける
10月28日	結審。判決公判日時を5か月先に指定
2012年3月23日	13時10分、大阪地裁第1007号法廷で判決

3. 裁判で明らかになったこと（3つの目的類型と5つの行政文書）

訴訟を提起して判明したことがある。その第一は、内閣官房報償費には支出の目的別に「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」の3つの類型がある、ということである。そして、

- ① 「政策推進費」とは、「内閣官房長官が、政策を円滑かつ効率的に推進するために機動的に使用するもの」であり、官房長官「自ら出納管理を行い、直接相手方に渡す経費」、
 - ② 「調査情報対策費」とは、「内閣官房長官が、政策を円滑かつ効率的に推進するための必要な情報を得る目的で使用するもの」であり、官房長官自らではなく「事務補助者をしてその出納管理に当たらせる経費」、
 - ③ 「活動関係費」とは、「政策推進、情報収集等の活動を支援するために内閣官房長官が事務補助者として出納管理に当たらせる経費」、
- ということがわかった。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

第二に判明したことは、内閣官房報償費の支出に関する行政文書には「政策推進費受払簿」「報償費支払明細書」「出納管理簿」「支払決定書」「領収書等」の5つの文書がある、ということである。そして、

- ① 「政策推進費受払簿」とは、「政策推進費」に関わる文書で、「内閣官房長官が、内閣官房報償費から政策推進費として使用する額を区分する都度作成している文書」、
- ② 「支払決定書」とは、「調査情報対策費」「活動関係費」の2つに関わる文書で、「調査情報対策費と活動関係費を支出するとき」「取扱責任者である内閣官房長官が、調査情報対策費又は活動関係費の1件又は複数件の支払に係る支払決定を行うため作成する文書」、
- ③ 「出納管理簿」「報償費支払明細書」「領収書等」は「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」の3つ全てに関わる文書、
- ④ 「出納管理簿」とは「事務補助者が、内閣官房報償費の出納管理のため、月ごとにまとめた上で、さらに当該年度に係る累計額で、当該年度等における内閣官房報償費全体の出納状況を一望することができるように、内閣官房報償費の出納がある都度、記載して作成する文書」、
- ⑤ 「報償費支払明細書」とは「国の会計検査において内閣官房報償費に係る領収書等の証拠書類を提出せず、それに代わり、提出する文書」、
- ⑥ 「領収書等」とは、「内閣官房報償費の支払に関して、支払の相手方から受領した領収書、請求書及び領収書」のことで、その実際の形式は様々であること、

以上のことがわかった。

4. 「画期的な」大阪地裁判決の骨子

大阪地裁は今年（2012年）3月23日、内閣官房報償費の用途に関する行政文書の全部不開示処分の一部を取り消す判決を下した。⁽⁴⁾ 全面勝訴で

はないが、勝訴判決であった。大阪地裁判決の骨子は以下の通りである（ただし、判決の順序・構成とは異なる）。

- ① 「政策推進費受払簿」と「報償費支払明細書」については、具体的な使途や相手方等が記載されておらず、開示しても、それらが特定あるいは推認されるおそれはなく、内閣官房の適正な事務の遂行に具体的支障が生じるおそれがあるとは認め難いから、情報公開法における不開示情報には該当しないので、全部非開示処分をすべて取り消す（全部開示）。
- ② 「支払決定書」と「領収書等」については、相手方、情報提供者の氏名など、支払金額、日付などが記載されており、これらが開示されれば内閣官房の活動内容が推知され、内閣官房の信頼が失われ以後この活動が制限され、内閣官房の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、我が国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるので、不開示情報に該当する（全部非開示のまま）。
- ③ 「出納管理簿」に記載された情報のうち、調査情報対策費および活動関係費の支払い決定に係る項目については、個別具体的な使途や支払い相手方の氏名・名称の記載があるから不開示情報に該当するが、それ以外の部分については、不開示情報に該当しないから、その限りで全部非開示処分を一部取り消す（部分開示）。

以上が判決の骨子である。判決は、「出納管理簿」については部分開示を認めたものの、「支払決定書」と「領収書等」については、残念ながら部分開示を認めていない。それは、部分開示について、以下のような判断を示したからである。

「情報公開法6条1項は、その文理に照らすと、1個の公文書に複数

(4) 平成19年行(ウ)92号・不開示決定処分取消請求事件・大阪地裁2012年3月23日判決。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

の情報が記録されておる場合において、それらの情報のうちに不開示事由に該当するものがあるときは、当該情報を除いたその余の部分についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているにすぎないと解するのが相当である。」「したがって、同項の定める場合を除いて、行政機関の長において、1個の情報を細分化することなく一体として不開示決定をしたときに、請求権者は、同項を根拠として、開示することに問題のある箇所のみを請求する権利はなく、裁判所もまた、当該不開示決定の取消訴訟において、行政機関の長がこのような態様の部分開示をすべきであることを理由として当該不開示決定の一部を取り消すことはできないと解すべきである。」

「独立した一体的な情報をどのように把握すべきかについては、情報公開法は明文の規定を置いていないのであるから、社会通念に照らし合理的に解釈されるべきであり、具体的には、当該文書の作成の名義、趣旨・目的、作成時期、取得原因、当該記述等の形状、内容等を総合考慮の上、情報公開法の不開示事由に関する規程の趣旨に照らし、社会通念に従って判断するのが相当である。」

5. 原則公開の完全勝訴を求めて控訴

私の請求に対する開示決定の際には、内閣官房報償費の用途に関する行政文書は1枚も墨塗りして開示されることもなかったのであるから、私は、地裁判決につき、ブラックボックスに風穴を開けた判決、“開かずの扉”をこじ開けた判決と高く評価している。⁽⁵⁾

しかし、私は同判決に100%満足しているわけではない。「支払定書」や「領収書等」の“原則開示”を求めているので、3月30日付で控訴した（国も4月5日付で控訴した⁽⁶⁾）。控訴審の大阪高裁では完全勝訴判決

(5) 2012年3月24日付各新聞報道を参照。

(6) 「機密費訴訟，地裁判決に国が控訴 原告側も」東京新聞（2012年4月5日 19時13分）、「官房機密費：政府が控訴 支出先一部開示判決で」

を勝ち取りたいと思⁽⁷⁾っている。

毎日新聞（2012年4月5日20時39分）、「機密費訴訟、国も控訴」日経新聞（2012年4月5日21時58分）、「機密費一部開示 国と原告が控訴」読売新聞2012年4月6日）。

- (7) 以上については、上脇博之「政治とカネ連載32 『内閣官房機密費』情報公開訴訟・大阪地裁判決 “開かずの扉” をこじ開けた『画期的』判決!」ねっとわーく京都281号（2012年6月号）41-43頁。

B 原告本人の主張（「⁽⁸⁾陳述書」）

私は、原告として、かつ憲法研究者・政治資金研究者として、以下の通り陳述いたします。なお、本文だけではなく、文献等からの引用文におけるゴシックは、全て上脇によるものです。

I 本件情報公開請求に至った動機と理由

1. 現在の職業と経歴

- ① 私は憲法研究者です。
- ② 神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程（2年）を修了して同研究科博士課程後期課程に進学し3年で単位取得退学し、任期2年の日本学術振興会特別研究員（PD）を経て、1年間非常勤講師を経験しました。
- ③ そして1994年4月、北九州大学（現在、北九州市立大学）法学部に講師として赴任し、その後、助教授、教授となりました。
- ④ 2004年4月、神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）に教授として移籍し、現在に至っています。

2. 研究分野

- ① 私の研究分野は、法律学のなかの憲法学です。
- ② 特に西ドイツ（現在のドイツ）と日本における政党に関する憲法問題を研究してきました。
- ③ 政党それ自体の憲法問題だけではなく、政党が活動する領域、政党政治に関する憲法問題を取り扱ってきましたので、人権論と統治機構論の両方を研究しています。
- ④ そもそも政党は憲法上どのような地位を有するのか（政党とその

(8) これは、大阪地裁に提出した私（原告）の「陳述書」（2011年6月28日）である。

他の結社とは憲法上異なる地位を有するのか) という憲法問題から、いわゆる政党法が日本国憲法上許容されるのかという問題、どのような選挙制度や政治資金制度が憲法上要請されるのかという問題に至るまで、研究対象を徐々に拡大してきました。

- ⑤ これらの研究は、議会制民主主義を如何に確立し、かつ健全なものにするのかということに帰着するもので、「政治とカネ」の問題は私のこの研究における重大な関心事の一つです。
- ⑥ ここでは「単著の研究書」に限定して紹介しますと、『政党国家論と憲法学』（信山社・1999年）、『政党助成法の憲法問題』（日本評論社・1999年）、『政党国家論と国民代表論の憲法問題』（日本評論社・2005年）があります。

3. 内閣官房報償費について支出関係書類の開示を請求するに至った動機と理由

- ① 1999年（平成11年）に、いわゆる情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律。1999年5月14日法律第42号）が制定されました（主要な条項は2001年4月1日施行）。
- ② 2001年（平成13年）には松尾克俊元要人外国訪問支援室長の機密費詐取事件（松尾氏の逮捕は2001年3月10日）がマスコミで報じられ、それが「組織ぐるみ」の機密費流用および機密費の官邸への「上納」問題へと発展して行きました。
- ③ 同年2月には、第74代竹下登内閣（1987年11月6日～1988年12月27日改造～1989年6月3日。内閣官房長官は小渕恵三氏）から第75代宇野宗佑内閣（1989年6月3日～同年8月10日。内閣官房長官は塩川正十郎氏）への引継ぎ文書が国会で取り上げられました。この引継ぎ文書は、1989年（平成元年）5月に作成された文書で、当時、首席内閣参事官だった古川貞二郎氏が作成したと筆跡鑑定でみなされており、いわゆる古川ペーパーとも呼ばれました（甲

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

第6号証⁽⁹⁾。これは、機密費が外務省から内閣官房に「上納」されたという疑惑を裏付けるものではないか、かつ、機密費が消費税の導入等のために投入されたのではないかと、国会で追及され（甲第7号証⁽¹⁰⁾）、マスコミも注目しました（例えば、甲第8号証⁽¹¹⁾）。

- ④ また、その翌2002年（平成14年）4月には、ほぼ10年前の第78代宮沢喜一内閣（1991年11月5日～1993年8月9日）で加藤純一衆議院議員が官房長官を務めていた時期（1991年（平成3年）11月～1992年（平成4年）12月）の内閣官房報償費のごく一部（14カ月分で約1億4380万円）についての内部文書（甲第5号証の1～3⁽¹²⁾）が国会で取り上げられ、報償費の使途としては相応しくない「国会対策費」等に支出されているのではないかと追及が行われ、マスコミもこれに注目し報じました（甲第4号証⁽¹³⁾）。
- ⑤ すでに2002年3月末には、市民団体「政治資金オンブズマン」の結成に加わり、政治家の「政治とカネ」問題を本格的に追及し始めます。
- ⑥ 2004年（平成16年）2月10日、情報公開審査会（当時）は、外務省報償費の全支出に関する全部不開示処分についての前年7月31

(9) これは、「報償費について」「報償費の推移（決算額）」と別紙A「報償費について」（平成元。5）、別紙B「報償費について」（平成元。5）で構成されている。

(10) これは「衆議院会議録情報 第151回国会 予算委員会 第3号」。

(11) これは「内閣官房 機密費文書 志位委員長の国会追及 テレビ朝日系 ニュース番組が検証」しんぶん赤旗2001年月21日。

(12) 甲第5号証の1はKOKUYOの「金銭出納帳」の写し、甲第5号証の2は収入と支出が記されたもの（収支整理表）5枚、甲第5号証の3は支出を項目別ごとに（パーティー、手当、国対関係、香典、饞別、経費、花、結婚式、御祝、見舞い出張）まとめたもの（収支整理表）11枚。

(13) これは「共産党がスッパ抜いた 官房機密費 デタラメ使途を全公開！」Web 現代（2002年4月17日）

日の諮問につき、その一部を開示すべきであるとする答申を行いました⁽¹⁴⁾。そして、外務大臣は、それに基づき不開示決定の変更決定を行いました。つまり、国は外務省報償費の支出に関する行政文書について全部不開示ではなく、部分開示したのです。

- ⑦ 2005年（平成17年）の年末に、私は3冊目の研究書（前掲の単著『政党国家論と国民代表論の憲法問題』）を出版し、研究成果の公表に一つの区切りができ、時間的な余裕が少し生まれました。
- ⑧ 2006年（平成18年）2月28日、東京地裁が外務省の報償費の支出に関する行政文書き不開示処分を取消す判決を下しました⁽¹⁵⁾。
- ⑨ 「自民党をぶっ壊す」と公言し、国民の間で人気の高かった小泉純一郎内閣総理大臣は、同年9月に自民党総裁の任期満了を迎え、内閣総辞職となったため、退任しました。そして、小泉内閣で内閣官房長官を務め、これまた人気のあった安倍晋三衆議院議員が内閣総理大臣に指名・任命されました。
- ⑩ そこで、小泉内閣において内閣官房報償費がどのようなものに支出されたのかを知りたくなり、同年10月5日に、2005年4月～2006年9月まで過去1年半の内閣官房報償費についての行政文書の情報公開請求を行ったのです。
- ⑪ 政治学における「政治とカネ」問題の研究では、「金権民主主義」という表現が使用されています⁽¹⁶⁾。“カネで日本の民主主義が買われ、左右されている”とすれば、憲法が想定している健全な議会制民主主義は成立しません。言い換えれば、日本の議会制民主主義

(14) 平成15年度（行情）答申545号及び第546号，平成15年度（行情）答申第547号から第566号，平成15年度（行情）答申第567号～569号，平成15年度（行情）答申第671号及び第672号，平成15年度（行情）答申第673号から第677号，平成15年度（行情）答申第678号から680号。

(15) 判時1948号35頁・判タ1242号184頁。

(16) 例えば、岩井奉信『「政治資金」の研究』日本経済新聞社・1990年27頁以下。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

義がカネで買われないようにするためには、裏金を根絶し、かつ、そのためにもカネの流れをオープンにして主権者国民の監視の下におく必要があります。その原資が国民の血税であれば、尚更のことです。

- ⑫ 私が内閣官房報償費の情報公開請求を行ったのは、このような問題意識からです。

4. 内閣官房報償費の用途についての調査・研究

- ① 内閣官房報償費がどのようなものに使われているのかという用途について、私は、大いに関心を抱いてきました。
- ② これまで、国会議員らはその用途について部分的に語っていますし、前述したように内部告発のようなものもあり、マスコミも報じてきました。また、このことを含め内閣官房報償費の用途に実態⁽¹⁷⁾について紹介している書籍も刊行されています。
- ③ 私は、これらを通じて、内閣官房報償費の用途の実態の一部について調査・研究を行ってきました。
- ④ さらに、この情報公開請求に対する開示を受けて、私は、本格的に内閣官房報償費の用途の実態について調査・研究を行い、それを議会制民主主義の健全な発展に役立てたいと考えています。

II 内閣官房報償費の用途の実態

1. 用途実態の大まかな全体像

(1) 歳川隆雄『機密費』（集英社新書・2001年）からわかる全体像

- ① 前述した松尾克俊元要人外国訪問支援室長の機密費取事件が発覚し、それが「組織ぐるみ」の機密費流用および機密費の官邸への「上納」問題へと発展したことを受けて、ジャーナリスの歳川隆

(17) 例えば、歳川隆雄『機密費』集英社新書・2001年、古川利明『日本の裏金 [上] 首相官邸・外務省編』第三書館・2007年。

雄氏が『機密費』（集英社新書・2001年）を出版しています。

② これによると、内閣官房報償費は、「対外裏工作資金」（1977年に起こった「ダッカ・ハイジャック事件」における日航機の乗客・乗員の身代金600万ドル、1979年ごろのアフガニスタンの反ソ・ゲリラ組織に供与された武器購入資金数万ドル、1996年に発生したペルー日本大使公邸人質事件や1999年に発生したキルギスでの日本人技師誘拐事件などに膨大な機密費投入、領土返還問題での対ソ（対露）交渉、日朝正常化を巡る北朝鮮交渉、沖縄の普天間飛行場移転問題での対米交渉への機密費支出）として使われていることが書かれています⁽¹⁸⁾が、それだけではないようです。

③ それ以外に、首相外遊における乱費（税金の無駄遣い・私物化、下記（ア））、与野党の国会対策費（下記（イ）（ウ）（エ））、「裏」の選挙対策費（税金の党派的違法支出、下記（オ）（カ）（キ））、議員の外遊費（下記（ク））、退任する日銀総裁らへの手当て（下記（ケ））、国会議員への付け届け（下記（コ））、政治評論家らへの付け届け（下記（サ））、自民党の“院外団”的な性格の各種団体への付け届け（下記（シ））、政府の諮問機関への手当てなど（下記（ス）（セ））にも支出されているようです。

（ア）「大名旅行で機密費を乱費する首相外遊」。「首相の外遊」では、『表』の直接経費は総理府（現内閣府）や各省庁の予算が充てられるが、現地での公式行事以外の飲み食い、土産代、随行団の旅費補填など『裏』の費用は官房機密費で賄われ⁽¹⁹⁾る。」

（イ）「消費税導入に機密費10億円をブチ込む」。「88年度予算でみると官房機密費の約65%を内政・外交対策費が占めて」いる。

「この『内政・外交対策費』という大雑把な呼び方が、意図的

(18) 歳川・同上書，94－98頁。

(19) 歳川・同上書，100－101頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

に実態を隠す言葉のすり替えであるのはいうまでもなく、永田町にもマスコミ界にも、それが政治権力を保持するための政界工作費であることを知らない者はもちろんいない。その政界工作費の筆頭格が国会対策費（国対費）、つまり与野党各勢力を懐柔し、あるいは一方を切り崩すための工作資金だ。時の政局の流れや政治問題のありようによって、これが臨機応変に投入されてきた。典型的なケースが竹下政権による『消費税』導入で、このときの機密費の豪勢な使われ方はいまま永田町の語り草になっている。「消費税をめぐる与野党工作に竹下政権が計10数億円の官房機密費を投入したことは、『古川ペーパー』に明記されている。」「とにかく、公明・民社を主要なターゲットとして計10数億円もの官房機密費が多数派工作にブチ込まれたのだ⁽²⁰⁾」。

(ウ) 「永田町で“公認”されている話では、重要法案をあげる国対費として官房機密費から支出されるのは一件当たり平均5千万円。野党側の市政や状況的タイミングによっては、投入額が数億円にもなるというのである。⁽²¹⁾」

(エ) 「重要法案の審議で国会がヤマ場にくるような局面ではなくても、飲み食いのツケ回しはほとんど恒常的に官房機密費から支払われている。」たとえば「2000年秋の『加藤政局』や2001年春の『森下ろし』騒動のように政局が緊迫した場面では、政治家たちの料亭会合が同時多発的に開かれる。『そういうときには官邸へのツケ回しがどっと増えるし、勉強会と称する集まりなんかでも官邸にツケを回してくるのが少なくない』と自民党の古参議員がいう。どこからみてもこれは立派な“たかり”だが、こんなふうにして国民の税金が政界工作に闇ガネとして

(20) 歳川・同上書、104－105頁。

(21) 歳川・同上書、106頁。

消えていくのだ。⁽²²⁾」

(オ) 「政界工作は、『裏』の選挙対策費としても大がかりに行われてきた。」「歴代の政権によって官房機密費が選挙対策に使われてきたことは、永田町ではいわば公然の秘密だ。」「選挙戦に突入すると、以外な苦戦に陥った候補者や資金が底をついた候補が出てくる。絶対に負けられない重点選挙区というものもある。官房機密費はこうしたケースで投入されるのだ。」「『ここで一発ブチ込めば圏内にすべり込めるといときは、官邸にSOSを送れば3百万、5百万のカネを出してもらえる。重点選挙区となれば官邸から出るカネは億単位だ』と自民党のベテラン議員が言う。もっとも、官邸から選挙資金を引き出せるのは主に政権派閣候補で、少なくとも非主流派では難い。⁽²³⁾」

(カ) 「国政選挙でなくても、多額の官房機密費が選挙に使われる場合がある。近年でいえば、98年11月に行われた沖縄県知事選がその典型的なケースだ。」「大田陣営や現地マスコミの調査によると、知事選後に稲嶺陣営の選挙母体『沖縄・未来を開く県民の会』が県選管に提出した『収支報告書』には、自民党本部から2回に分けて計1億7千万円の寄付があったことが記載されている。98年10月5日に1億円、同10月27日に7千万円。ところが自民党本部の沖縄知事選に関する収支報告には、1億円を『県民の会』に支出したとされているだけで、7千万円については記載なし。大田陣営はこの7千万円を『官邸の機密費の流用』とみなして県議会などで追及した。」「自民党沖縄県関係者の『官邸から知事選の資金が出たのは間違いない。私自身、選対の会議で報告を受けた』という証言などがマスコミで報道され、沖縄知事選への官房機密費投入は既定事実とみなされて

(22) 歳川・同上書、106-107頁。

(23) 歳川・同上書、107-108頁。

⁽²⁴⁾
いる。」

(キ) 「沖縄関連では、『基地の町』の市長選でも官房機密費が投入されているというわさが現地で絶えなかった。2000年11月の那覇市長選と2001年2月の浦添市長選でも億単位の資金が中央から注ぎ込まれたという指摘がある。⁽²⁵⁾」

(ク) 「国会が終わると与野党議員の『使節団』と称するものを組み、大挙して海外に出かけるのは例年のことで、最近では各種の国際会議などに参加する議員も増えている。こうした議員に官邸は選別を出す。『ちょっと海外へ』と官邸に顔を出してあいさつすると、白い封筒に入った『軍資金』を渡してくれる。議員の格や外遊の内容によってランクがあり、与党議員だと新人でも一人最低30万円、中堅以上の議員なら百万円は堅いとい⁽²⁶⁾う。」

(ケ) 「官房長官経験者の一人によると、官房長官が『報償費』を直接手渡す特別なケースがあるという。対象となるのは、退任する日銀総裁、検事総長、会計検査院長らで、その人物の在任中の実績に対する官邸の評価で金額が決められるが、少なくとも百万円単位のカネがのし袋に入れて渡される。⁽²⁷⁾」

(コ) 「首相官邸からの盆暮れの手当・付け届けでいえば、国会関係のそれがやはり厚い。」「現自由党副幹事長の平野貞夫参院議員が『朝日新聞』のインタビューで、前尾繁三郎衆院議長秘書をしていた73年当時の体験をこんなふうに語っている。『7月と12月に盆暮れの付け届けをする習慣ができていた。(中略)官房長官の使いが議長の私邸に新聞紙に包んで紙の袋に入れた

(24) 歳川・同上書、108－110頁。

(25) 歳川・同上書、110頁。

(26) 歳川・同上書、110－111頁。

(27) 歳川・同上書、111頁。

5百万円をもってきた。(中略) 議運委員長に百万円、理事に50万円と配って歩いた』。「共産党議員は受け取らず、『公明党は最初は背広の生地ぐらいしか受け取らなかった』(平野議員)という。が、公明党に限らず、スーツの靴の仕立券や一流靴店の仕立券が百枚束で何束も用意されていたということだ。⁽²⁸⁾」

(サ) 「政界に近い対象範囲でいえば、政治評論家やメディア幹部、それに院内紙と総称される政治業界紙関係者への手当・付け届けも慣習化してきたものの一つだ。」「一件当たりが比較的少額の手当は官邸でも参事官レベルで処理されるが、もっと値の張る著名な政治評論家や有名マスコミ人への付け届けは政務担当首相秘書官が直接会った機会に渡すことが多い。⁽²⁹⁾」

(シ) 「官房機密費から支出される盆暮の手当・付け届けで総額として最も大きいのは、政府が世論対策や選挙対策、あるいは情報源等として付き合っている各種団体へのそれだ。『そういう団体が大小6百ぐらいある』と元官房長官の一人がいう。主な団体としては、北方領土返還運動、遺族会・靖国神社、公共募金活動等の関係諸団体があり、総じて自民党の“院外団”的な性格のことが多い。手当の額も一団体10万円単位から百万円単位といわれ、トータルでは莫大な官房機密費が盆暮れごとに支払われていることになる。⁽³⁰⁾」

(ス) 「各種の審議会・調査会など政府の諮問機関も官房機密費の大きな支出先だ。これら諮問機関には各界の有力者が顔を並べているので、手当の規模も相当なものになる。⁽³¹⁾」

(セ) 「官房機密費は官邸の内部でも使われているのだ。次のよ

(28) 歳川・同上書、112頁。

(29) 歳川・同上書、112-113頁。

(30) 歳川・同上書、114頁。

(31) 歳川・同上書、114頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

うな数字がある。総理室12万円，官房長官室10万円，政務副長官室4万円，参事官室6万円，会議係4万円，守衛12万円，報道室10万円，車庫10万円……。これは官邸の各セクションに割り当てられている『毎月の手当』⁽³²⁾である。』

- ④ 以上紹介されている用途の中には、後述するように違法と評しうるもの、あるいは公金の支出として不適切なものが多く含まれています。

(2) 1989年（平成元年）5月に作成された引継ぎ文書（古川ペーパー，甲6号証）からわかる全体像

- ① 前述した1989年（平成元年）5月に作成された第74代竹下登内閣（内閣官房長官は小淵恵三氏）から第75代宇野宗佑内閣（内閣官房長官は塩川正十郎氏）への引継ぎ文書「報償費について」（甲6号証）は，1989年（平成元年）5月に作成された文書で，当時，首席内閣参事官だった古川貞二郎氏（第81代村山富市内閣の途中1995年2月24日～第87代第1次小泉内閣第1次改造内閣の2003年9月22日まで内閣官房副長官）が作成したと筆跡鑑定でみなされており，古川ペーパーと呼ばれています。

- ② この点について，前掲の古川利明『日本の裏金 [上] 首相官邸・外務省編』は，以下のように記しています。

「テレビ朝日の『ニュースステーション』（01年2月19日放送）と日刊スポーツ（01年3月14日付け）が，このペーパーとは別に独自に古川の直筆の文書を入手し，専門家に鑑定してもらった結果を公表，いずれもかなりの高い確率で同一人物であると報じている。

ニュースステーションの方では，専門家の1人が『82%から95

(32) 歳川・同上書，114頁。

％の確率で同一人物が書いたもの』と結論づける一方、日刊スポーツの記事では、20年以上のキャリアを持ち、警視庁の嘱託筆跡鑑定士でもある日本筆跡診断士協会会長・森岡恒舟の鑑定結果を紹介している。

それによると、『な・の』、『格・略』、『貞・費』などの文字で見られる特有のクセを分析。『特に「な」の字は、三画目の点ないのが共通し、また、四番目となる書き出しが、かなり上から始まっている。どちらも珍しいクセで、同じようなクセを持っているのは数百人に1人しかいない。かな文字だけでも（比較対照した）二つの文字を書いたのが同一人物だというのが決定的なのに、漢字の類似点も合わせると、同一人物が書いた文章であることは、⁽³³⁾ほぼ100％間違いない』としている。

- ③ 引継ぎ文書「報償費について」（古川ペーパー）においては、内閣官房報償費の「性格」「報償の額」「平成元年度分の使用状況」が説明されています。なお、「別紙A」、「別紙B」もあります。
- ④ 特に「報償の額」の箇所においては、1983年度（昭和58年度）から1989年度（平成元年度）までの7年間の「報償費の推移（決算額）」が明記されており、「内閣分」と「外務省分」の報償費の年度別総額と両者の合計額が記載されています。

1983年（昭和58年）度から1990年（平成2年）度までの報償費の推移
（決算額）

年度	内閣分	外務省分	合計
1983年（昭和58年）度	11億8000万円	14億7800万円	26億5800万円
1984年（昭和59年）度	11億8000万円	15億7700万円	26億5800万円
1985年（昭和60年）度	11億8000万円	15億7700万円	27億5700万円
1986年（昭和61年）度	11億8000万円	15億7700万円	27億5700万円

(33) 古川・前掲書、70-71頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

1987年（昭和62年）度	11億8000万円	15億7700万円	27億5700万円
1988年（昭和63年）度	12億7800万円	19億7700万円	32億5700万円
1989年（平成元年）度	12億9700万円	19億9700万円	32億9400万円
1990年（平成2年）度	11億8000万円	15億7700万円	27億5700万円

ただし、1990年度は「決算額」ではなく、実際には上記とは少し金額が異なっている可能性がある。

- ⑤ 「別紙A」「別紙B」によると、「1989年（平成元年）度分の使用状況」が以下のように簡潔に明記されており、「備考」に明記されているのが支出予定の支出実態を表しています。特に「自民党外交対策費」というのが明記されており、内閣のための報償費が特定の政党のために使用されていること、つまり公金が私的なものために投入されていることがわかります。

1989年（平成元年）度分の使用状況

区分	予算額	備考
1. 経常経費	6億円	総理・長官等の諸経費、官邸会議費、慶弔、国公賓接遇費、総理・長官主催接宴費等
2. 官房長官扱	16億円	内政・外交対策費
3. 官房長官予備費	5億円	
4. 特別経費	5億2800万円	自民党外交対策費、夏季・年末経費、総理外遊経費、その他
合計	32億2800万円	

なお、4月末の使用済額と残額は省略した。

- ⑥ これに加えて、「報償費の推移（決算額）」における「(留意点)」の箇所には、次のような記述があります。

「昭和63年度分については、5億円（内閣分1億、外務省分4億）が増額されているが、これは、税制改正のための特別の扱いである。更に平成元年度についても、引き続き同様の額を計上しているが、これも新税制の円滑実施等の事情によるものであり、異例

の扱いである。」

これは、上記「3. 官房長官予備費」5億円の用途実態を表しているものです。税制の改正等をするときに異例の5億円が使用されているというのは、いわゆる国会対策（国対）のために公金が投入されていることを示唆しています。

- ⑦ これについて、前掲の古川利明『日本の裏金 [上] 首相官邸・外務省編』は、以下のように記しています。

「ここにある『税制改正』とは、当時の大蔵省の悲願だった『大型間接税』、つまり、『消費税』の導入のことである。

具体的には、1988（昭和63）年7月19日に召集された臨時国会で、これら消費税導入の関連法案の審議が本格化したわけだが、そもそもこの『大型間接税導入』は、国民世論や野党の猛反発から、中曽根内閣時代には『売上税』として失敗したものを受けて、その中曽根康弘から後継指名を受けた竹下登が、その内閣の命運を賭けて取り組んだ最重要課題でもあった。

野党は無論、反対。与党の自民党内にすら賛成を渋る議員もいて、衆院の税制問題等調査特別委員会の委員長には、当時、自民党の最高実力者だった金丸信を充てるなど、政府・自民党は法案を是が非でも成立させるべく、⁽³⁴⁾ 万全の体制で臨んだ。」

「政府・自民党が法案成立に向けて全力を投入したのが、野党勢力の分断だった。当時、『徹底抗戦の社会党、共産党』と『柔軟路線の公明、社民』といわれたように、二度にわたる会期延長をやったことと、法案の審議と採決自体には応じさせるため、中道よりの路線を取る公明、民社の両党を抱き込むことが、法案成立の最大の決め手になった。

こうした流れを踏まえて、『古川ペーパー』に記されているよ

(34) 古川・前掲書、65頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

うに、前年度より、『税制改正のための特別の扱い』のため、計約5億円も増額された機密費が、これの国対関連に投じられたのは、ほぼ疑いの余地がない。

当時、衆院特別委の委員長だった金丸のもと、タガをはずされたような機密費が投入された。当時の国対族だった自民党の議員に対しては、『接待する野党議員のメンバーを割り当てられ、連夜に渡る飲ませ食わせ、もちろん渡すものも渡して』、官邸からは『飲み食いのツケはすべてこっちに回せ。帰りの車代は一本⁽³⁵⁾（＝百万円）』という指示が出ていた、という。』

（3）1991年11月～1992年12月の内閣官房報償費の支出からわかる使途実態

- ① 前述したように1991年（平成3年）11月～1992年（平成4年）12月の内閣官房報償費の一部（14カ月分で約1億4380万円）についての内部文書（甲第5号証の1～3）は、内閣官房長官から内閣官房報償費を受け取った者が作成したものと思われれます。当時は、第78代宮沢喜一内閣であり、加藤紘一氏が官房長官を務めていました。
- ② 甲5号証の1の「金銭出納帳」、甲5号証の2の「収支整理表」、甲5号証の3の「支出内訳明細表」は、第78代宮沢喜一内閣で加藤紘一氏が官房長官を務めていた時期（1991年11月～1992年12月）の内閣官房報償費の一部を記した内部文書といわれています。
- ③ 「金銭出納帳」は、内閣官房報償費の執行に関わった人物が実際の収入と支払について記したものです。「収入」については、月毎に当該人物が内閣官房長官から、いつ、幾ら受け取ったのかを「年月日」「収入金額」の各欄に記載しており、「支払」について

(35) 古川・前掲書、66頁。

は、当該人物が、いつ、誰（個人または団体）にどのような名目に、幾ら支出にしたのかを「年月日」「摘出」「支払金額」の各欄に記載しているものです。なお、差引残高は各頁の末尾に収入額の合計額及び支払金額の合計額とともに記載されています。

- ④ 「収支整理表」は、内閣官房報償費の執行に関わった人物が収入と支出を整理してまとめたものです。「収入」においては、内閣官房長官から受け取った日と金額を小計とともに記載したものであり、「支出」においては、その内訳を支出項目（パーティー、手当、国対、香典、餞別、経費、花、結婚式、御祝、見舞出張）毎に概算で記載したものであり、「支払」においては、月毎の支払額が合計額とともに記載されているものであり、「収入の部」と「支出の部」においては、月毎に収入額と支出額が合計額とともに記載されているものです。
- ⑤ 「支出内訳明細表」は、内閣官房報償費の支出の明細がまとめられているものです。支出項目（前掲）毎に、年月、支出相手、支出額が個別具体的に記載されたものです。
- ⑥ 上記資料に基づき内閣官房報償費の用途が判明しているのは、主に内閣官房長官から内閣官房報償費を受け取った人物が、1991年（平成3年）11月～1992年（平成4年）12月の期間の収支をまとめたものであり、その額は、合計で1億4386万円、月平均で約1200万円だけです。つまり、内閣官房報償費の一部にすぎません。
- ⑦ その支出（支払）分の項目に合計額を表にまとめると、以下のようになります。

1991年11月～1992年12月内閣官房報償費の一部の支出内訳

支出	内訳（概算）
パーティー	3028万円
手当	3050万円

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

国対	2521万円
香典	243万円
餞別	2043万円
経費	1298万円
花	113万円
結婚式	60万円
御祝	120万円
見舞・出張	103万円
小計	1億2579万円
その他	1807万円
合計	1億4386万円

- ⑧ 以上のうち、例えば、パーティー（政治資金パーティ）や国対などへの支出は、後述するように違法な支出あるいは公金の使途として不適切な支出です。

(4) 甲第11号証の1・2・3の週刊誌報道から見える⁽³⁶⁾使途実態

- ① フリーのジャーナリスト・上杉隆氏は、内閣官房報償費が配布された人物の氏名と金額が明記された「リスト」に基づき政治評論家・言論人やマスコミの政治部記者などに対し取材し、マスコミがなかなか野中元官房長官の証言を大きく報道しないのは内閣官房報償費が彼らに支出されているからである、と指摘しています。
- ② 1965年から園田直衆議院副議長の秘書をしていた平野貞夫・元参議院議員は、園田氏の使いで官房副長官室に行くと、竹下登・官房副長官が内閣官房報償費を月々300万円くれたので、新聞記者らに「酒や女」を世話したというのです。平野氏は、自民党離党後も、

(36) これは「怒りの告発スクープ PART I なぜ大新聞&テレビは野中広務が暴露した「官房機密費」を追及できないのか」「怒りの告発スクープ PART II 「実名リスト」で名指しされた言論人を連続直撃！」週刊ポスト2010年5月28日号。

羽田孜政権のとき、熊谷弘官房長官から内閣官房報償費を預かり、ある政治評論家に渡したというのです。

- ③ フリーのジャーナリストの上杉隆氏は、元官邸関係者の「リスト」に関する証言を紹介し、内閣官房報償費が自民党の複数のルート（自民党の議員や秘書、自民党同志会、自民党職員、自民党幹事長室、自民党選対、自民党国対）を通じてマスコミに配布されていたというのです

(5) 内閣総理大臣退陣の際の内閣官房報償費「山分け」

- ① 甲12の1ないし2の週刊誌の記事⁽³⁷⁾によると、内閣総理大臣が退陣する際には、官邸に残された内閣官房報償費の「山分け」が最後の儀式として行われるとして、以下のような官邸秘書経験者の証言が紹介されています。

「基本は総理と官房長官で山分け。余った分はそれぞれの秘書官たちがお世話になった職員や官僚、評論家や記者らメディア関係者にも配って使い切る。引継ぎの時には金庫を空にするのが礼儀だった(笑い)」。

- ② この「山分け」は、内閣官房長官の自由な判断で行われるでしょうから、その「使用目的」は「政策推進費」として支出されたものとして処理されることでしょう。
- ③ そこで注目されるのは、被告国「第4準備書面」(2008年12月17日)および同「第6準備書面」(2009年10月19日)の両別紙1「対象期間における内閣官房報償費一覧」における「平成〇〇年K月」における最後の「支払決定書等の年月日」の「e」、「使用目的」の「政策推進費」、「使用目的区分」の「対価(合意・協力、情報)」であり、これが上記「山分け」に該当するのではないかと、と思われる

(37) これは、「怒りの告発キャンペーン第3弾 官房機密費マスコミ汚染問題 歴代官邸秘書官を連続直撃！」週刊ポスト2010年6月11日号。

ます。

- ④ というのは、別紙1の「一覧」は、安倍晋三衆議院議員が内閣官房長官在任中の内閣官房報償費の一覧であり、「平成〇〇年A月」～「平成〇〇年K月」まで月毎の支出がまとめられているのですが、第三次小泉内閣は2005年10月31日に発足しており、2006年9月26日までの期間ですから、「平成〇〇年A月」は「2005年11月」で、「平成〇〇年K月」は「2006年9月」であり、「平成〇〇年A月」～「平成〇〇年K月」は「2005年11月」～「2006年9月」に相当し、「使用目的」に「調査情報対策費」「活動関係費」がある月で、月の最後の「支払決定書等の年月日」の「使用目的」に「政策推進費」があるのは、「平成〇〇年K月」（＝「2006年9月」）⁽³⁸⁾ だけだからです。

2. 主に「政策推進費」と思われる使途実態

(1) 甲第10号証⁽³⁹⁾における野中広務元官房長官による証言

- ① 1998年7月から1年余り小渕内閣で官房長官を務めた野中広務氏は、昨2010年4月ごろから、テレビ、新聞、週刊誌で、内閣官房報償費の使途について一定程度話し始めました。
- ② 甲第10号証は、野中・元官房長官の証言を報じたもので、それによると、「前の官房長官から引き継いだノート」（引継ぎ帳）があり、それを参考に内閣官房報償費の支出なされていると説明されています。つまり、野中氏の証言は、ご自身が官房長官在任中の内閣官房報償費の支出実態の一部ですが、それは、その在任中だけのものではなく、自民党政権で脈々と受け継がれたものである、

(38) なお、月の最後の「支払決定書等の年月日」の「使用目的」に「政策推進費」があるのは、「平成〇〇年K月」（＝「2006年9月」）以外にもあった。私の見落としである。しかし、首相が退陣するときに「政策推進費」を使用する必要はないはずである。

(39) これは、「野中広務氏「官房機密費、毎月5千万～7千万円使った」朝日新聞2010年4月30日21時42分。

ということなのです。

- ③ 当時の支出額は「毎月5千万円～7千万円くらい」であり、「総理の部屋に月1千万円。野党工作などのために自民党の国会対策委員長に月500万円、参議院幹事長にも月500万円程度を渡していた」ほか、「評論家や当時の野党議員にも配っていた」というのです。
- ④ 野中氏は「機密費自体をなくした方がいい」と発言しています。つまり、内閣官房報償の支出実態は、元官房長官に、そう思わせるほど不適切な支出だった、ということになります。

(2) TBS『NEWS23X (クロス)』 (2010年4月19日と同月20日) の「シリーズ追跡：官房機密費の真実」

- ① TBS『NEWS23X (クロス)』は、2010年4月19日と同月20日の2回にわたり、「シリーズ追跡：官房機密費の真実」を放送しましたが、その中で、野中広務元官房長官は、以下のように証言していました。
 - ・「国会対策に使うことが多かった。一つは、総理の部屋に月1000万円。それから、とにかく衆議院国会対策委員長、参議院幹事長室に(月)500(万円)ずつもっていかなきゃならなかった。」
 - ・「僕も疑問を感じながら、慣例だからと思って(国対委員長に)持っていかせましたけれども。あの当時は野党工作がいるときですからね。われわれのときは」「国会対策委員長に渡した後の使い方は知らない。」
 - ・「盆暮れの、あの、それぞれ総理を経験された方とか。」「まあ顧問料のようなもんでね。せいぜい100万くらいですよ。」「盆暮れ」
 - ・「『最近家を建てたから3000万円ほど祝いをくれ、というて』と電話がかかってきたんだけど、官房長官、どうしたらいいと思う、と。」「家の新築祝いに3000万円くれ。」「何を言うんですかと。」

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

“そんな人は政治家も、何もかも去った人じゃないですかと。総理に親しいからといって、そんな安易な電話をかけてきて、そんなことに金を出したらおかしくて笑い者になりますよ、と。ここからは一切出ませんよ。総理あんたは人がいいから、自分の金からも出しなさんなよ”と言ったらね、“分かった分かった”と総理は言いましたけどもね。結果的にはね、1000万円やそこらは出したのではないかと思ってますよ。」

- ・「(政治) 評論をしておられる方々に、盆暮れにお届けするというのは額までみんな書いてありました」「まあ、あいさつ程度のことですけども、盆暮れやってるのを見て、ああ、こんなことをせんならんのかな、と。あんだけテレビで正義の先頭を切るようなことを言っている人が、こんなのを平気で受け取るのかなと思いましたね。」
- ・「やだまあ、与野党問わずに外遊をしたり、なにかするので、癖であそこに行ったらもらえるというのを知っている人がおりましたね。そういう人が来たことはあります。私は人を見て、お渡しする人と、しないで話のままで帰ってもらった人とがおりますし。」
「(外遊する議員に) せいぜい、50万か100万 (円)。」

- ② 以上の証言によると、内閣官房報償費は、歴代の内閣総理大臣経験者に「顧問料」のような形で盆暮れに100万円ずつ（年間200万円）、その時々の内閣総理大臣に毎月1000万円（年間1億2000万円）、国会対策費（国会工作費）として衆議院国会対策委員長、参議院幹事長室に毎月500万円ずつ、政治評論家や外遊する国会議員にも渡していたということです。
- ③ また、定期的に支払われる固定費があり、それは、野中氏によるとそれは総額で月5000万円に上っていたようです。
- ④ それ以外に、その時々で支出される金もあり、その額は「(月に) 一番よけいいったときで7000万 (円)。」であったとい

うのです。

- ⑤ これらは、支出目的としては、今でいう「政策推進費」に相当するものであると考えられます。

(3) 「〈怒りの告発キャンペーン 第11弾〉 権力中枢にいた「すべてを知る男」がメディアと官邸の腐った関係を暴露する」『週刊ポスト』2010年8月13日号における、野中広務氏が官房長官時代に官房副長官を務めていた鈴木宗男衆院議員（当時）の証言

- ① 鈴木宗男衆議院議員（当時）は、野中広務氏が内閣官房長官時代に官房副長官を務めていた人物です。
- ② その鈴木氏が、『週刊ポスト』2010年8月13日号で内閣官房報償費の用途について語っているのですが、その中には、フリーのジャーナリストの上杉隆氏との間で以下のようなやり取りが紹介されています。

（略）

鈴木 ただ、野中先生もちょっと勘違いしてる部分があると聞いています。

上杉 それは、配った金額にしても。

鈴木 配った金額とか、あるいは、機密費がいくらあったかっていう話なんかでも。

上杉 そうなんですか。勘違いってというのはどのあたりなんですか。

鈴木 （野中氏は）月に機密費を5000万円使ったとあっていうふうにいつている。実は、事務方にお金を金庫に入れて補充させる。これが月に2回なんですよ。だから、7000万円が2回だと、月に1億4000万なんですよ、実際には、同じく、国会対策委員長に月に500万といつているが、これも実は1000万と聞いています。

上杉 ええ、ほんとは1000万だと、別の証言者からも聞きました。

（略）

- ③ 鈴木氏の証言によると、内閣官房長官が自由に使用できる内閣官

房報償費（政策推進費に相当）は月2回補充されるので、野中氏の証言は1回分であるから、実際には野中証言の2倍の金額になるようです。

- (4) 海部俊樹元内閣総理大臣の証言（海部俊樹「政治家・小沢一郎に生前葬を」文藝春秋（2011年3月号）による）
- ① 海部俊樹氏は、第66代三木武夫内閣の改造内閣（1976年（昭和51年）9月15日～同年12月24日）において内閣官房長官を務めていました。
 - ② 海部氏は、そのほぼ12年余り後に、第76代・第77代内閣総理大臣（1989年（平成元年）8月10日～1991年（平成3年）11月5日）を務めまでした。当時の内閣官房長官は、山下徳夫氏（1989年8月10日～同年8月24日）、森山真弓氏（1989年8月25日～1990年2月28日）、坂本三十次（1990年2月28日～1991年11月5日）。
 - ③ その海部元内閣総理大臣が内閣官房報償費の用途について証言して⁽⁴⁰⁾います。

「カネを配るのは、総裁選という特別な機会だけではありません。三木内閣の官房副長官、そして自身が総理大臣に就任して総理官邸にいた際には、いわゆる官房機密費もありました。これは、原則として領収書のいらないカネです。何に使うかは、総理大臣の自由ですから、官房長官や官房副長官を使いにして各所へ配ったり、あるいは党から「資金が底をついた」と言って取りにくることもありました。そんなときは、「帰りに官房長官のとこへ寄って出してもらっていけ」と伝えるわけです。官房長官の部屋に金庫が置いてあって、私が総理の頃は常に2千万円ぐらいいは入っていましたね。外遊に行く議員には、一袋ずつ渡しました。一袋は百万円です。なかには、「もう一袋くれ」と露骨に言う議員もいました。

(40) 海部俊樹「政治家・小沢一郎に生前葬を」文藝春秋2011年3月号。

ひどいものでは、野党への「寝起こし賃」などと呼ばれているカネもありました。国会を審議拒否、すなわち寝ている野党に、審議に応じて（起きて）もらうために、カネを渡すのです。挙句の果てには、「近ごろはお土産が悪い」などと嘯く古参議員もいました。私も何度か「賃渡し」を命じられたことがあります。相手のメンツを立てるために会合の場所にカネの入った包みをまかれたふりをするなど、カネを渡すにも一芝居打つ必要がある。とにかく後味の悪い仕事でした。カネに色はありませんから、その原資は官房機密費だったり党のカネだったりする。いずれにせよ、国民に説明できない使途であったことだけは確かです。そういった前時代的なカネのやりとりはもうお終いにしてほしい、というのが私の願いです。」

3. 主に「調査情報対策費」と思われる1998年2月分「支払い明細書」から見える使途の実態（「週刊宝石」（1998年4月9日号、同年同月16日号）による）
- ① 「週刊宝石」（1998年4月9日号、同年同月16日号）は、1998年（平成10年）2月分の内閣官房報償費の一部の「支払い明細書」と「支払い命令書」を入手し、報じています。
 - ② 当時は、第二次橋本龍太郎内閣（1996年（平成8年）11月7日～）の改造内閣（1997年（平成9年）9月11日～1998年（平成10年）7月30日）で、内閣官房長官は村岡兼造衆議院議員でした。
 - ③ この報道によると、「支払い明細書」で明らかになるのは、主に、高級料亭・クラブなどへの支払いのようで、機密性の高い情報とは到底思えません。
 - ④ これらは、今の3つの支出目的のうち、主に「調査情報対策費」に相当するのではないかと思います。

4. 様々な証言や資料に基づく内閣官房報償費の支出目的毎の推定内訳

(1) 1997年・1998年頃（「週刊宝石」1998年4月9日号，同年同月16日号の報道と鈴木宗男証言を参考に）

- ① 前述の「週刊宝石」（1998年4月9日号，同年同月16日号）によると，1997年度の内閣分だけの内閣官房報償費の年間額は，約16億2000万円。これは月平均で約1億3500万円になります。
- ② また，1998年2月の高級料亭・クラブなどへの支払い額は約1200万円ですが，多いときでは2000万円近くになるときもあったようで，月の平均は約1500万円ではないかと報じました。そうすると，年間約1億8000円になります。
- ③ これは，主に「調査情報対策費」に相当することは，すでに指摘しました。
- ④ 今の支出目的「活動関係費」に相当する支出については，当時どれくらいあったのか不明ですが，交通費や書籍代などですから「調査情報対策費」よりも少なかったのではないかと予想されますの，月平均1000万円（年間1億2000万円）だったのではないのでしょうか。
- ⑤ そうすると，今の支出目的「政策推進費」に相当する支出額は，内閣分⁽⁴¹⁾で13億2000万円，月平均約1億1000万円あったのではないのでしょうか。

	調査情報対策費	活動関係費	政策推進費	合計額
年間	約1億8000万円	約1億2000万円	約13億2000万円	約16億2000万円
月平均	約1500万円	約1000万円	約1億1000万円	1億3500万円

- ⑥ 野中広務氏は，1998年7月から1年余り小渕内閣で官房長官を務めた政治家ですが，「毎月5千万円～7千万円くらい」と証言してい

(41) なお，「週刊宝石」の報じている「月平均1500万円」が「調査情報対策費」だけではなく「活動関係費」も含むのであれば，私が推定した「活動関係費」の金額分は「政策推進費」に回されることになる。以下同じ。

ますが、これは、今の支出目的「政策推進費」に相当する支出額のことと思われませんが、これについて、前述したように、鈴木宗男氏は、その額が「1回分」ではないか、金庫には毎月2回補充されるから、その2倍になる旨証言しています。鈴木氏の証言に基づく、「政策推進費」は「毎月1億円～1億4千万円」だったこととなります。

- ⑦ この金額は、私が前述した金額にほぼ合致します。

(2) 2005年・2006年頃（本件の場合）

- ① 2009年11月20日、平野博文内閣官房長官は、「内閣官房報償費の国庫からの支出状況」を発表していますが、それは、2004年（平成16年）以降の内閣官房報償費の国庫からの毎月の支出額及び年間総額を発表したものです（甲9号証⁽⁴²⁾）。
- ② これによると、2005年（平成17年）度の内閣官房報償費の総額は約11億9533万円で、2006年（平成18年）度のそれは約12億2997万円でした。
- ③ かりに「調査情報対策費」と「活動関係費」が前述アの金額のままであると仮定すると、「政策推進費」は年間9億円弱、月平均7500万円弱になります。

		調査情報対策費	活動関係費	政策推進費	合計額
2005年	年間	約1億8000万円	約1億2000万円	約8億9533万円	約11億9533万円
	月平均	約1500万円	約1000万円	約7461万円	9961万円
2006年	年間	約1億8000万円	約1億2000万円	9億2997万円	約12億2997万円
	月平均	約1500万円	約1000万円	約7750万円	1億0250万円

- ④ かりに総額が16億2000円から減額しているのに比例して3つの支出目的も決まっていると仮定すると、2005年度は74%、2006年度

(42) これは、「内閣官房報償費について」および「内閣官房報償費の国庫からの支出状況」官房長官記者会見2009年11月20日午後。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

は76%になっているとの計算になります。

		調査情報対策費	活動関係費	政策推進費	合計額
2005年	年間	約1億3320万円	約8880万円	約9億7333万円	約11億9533万円
	月平均	約1110万円	約740万円	約8111万円	9961万円
2006年	年間	約1億3680万円	約9120万円	約10億0197万円	約12億2997万円
	月平均	約11400万円	約760万円	約8350万円	1億0250万円

5. 内閣官房長官が交代した際の内閣官房報償費の引き継ぎ

① 前述したように、内閣官房長官が交代した際には内閣官房報償費の用途に関する「前の官房長官から引き継いだノート」（引継ぎ帳）が存在するという事です。

② TBS『NEWS23X（クロス）』は、2010年4月19日と同月20日の2回にわたり、「シリーズ追跡：官房機密費の真実」を放送しましたが、野中広務元官房長官は、その中でも次のように証言していました。

「（内閣官房の担当者から）『過去の実績が（ノートに）記録されておりますから、それを参考にしてやって頂いたら結構です』と言われた。」「（引き継ぎ帳に）書いてあることをそのまま引き継いで。」「これだけは従来から持って行ってましたから，“これはきちっと引き継いでやってくださいよ”ということで引き継ぐわけですから」。

③ 前述の甲11号証の3では、前述の上杉隆氏が保有している「リスト」が作成された当時の官邸関係者の証言が紹介されています。「これは官房機密費の配布先リストです。益暮れの年2回、リストの相手に配っていた。メモは89年頃に作成されたもので、歴代の官房長官秘書官たちが全員者のメモを書き写し、またその時々で書き換えながら受け継いできたものです」。

また、政治評論家の中村慶一郎氏の証言も紹介されています。

「私は75年から76年にかけて三木武夫内閣の首相秘書官を務め、00年から01年には森喜朗内閣の官房参与でした。政治評論家に官房機密費を配っていたのは事実です。リストのメモは秘書を辞める直前に見ました。自民党政権時代の悪習であり、恥部ですよ。……」

- ④ 以上の証言からすると、自民党政権における内閣官房報償費の使途のあり方は、基本的に次期内閣に引き継がれてきた、といえるでしょう。
- ⑤ 前述した古川利明『日本の裏金 [上] 首相官邸・外務省編』は、以下のように記し、内閣官房報償費が田中内閣で一気に増額されたと指摘しています。

「官房機密費が目立って増えたのは、田中内閣（1972年7月～74年11月）の時代である。それまでの佐藤内閣の時代の年間4億円台から、一挙に12億2千万円にまで跳ね上がっているが、これはおそらく、田中角栄の政治的判断だろう（田中は、カネに関しては結構、あけすけなところがあり、『握りガネ』の形でいろんな人間に気前よくポンポンと渡していたので、そういうキャラも影響していたと思われる⁽⁴³⁾。）」

- ⑥ 前述した海部俊樹・元内閣総理大臣の次のような証言も、自民党時代においては、どの派閥が政権を主導しているのかに関係なく、内閣官房報償費が同じような使途を行ってきていることを示唆しています。

「カネのやりとりは、なにも田中派やその後の竹下派だけの専売特許ではありませんでした。自民党では、どこの派閥も多かれ少なかれ「政治」と「カネ」は切っても切れない関係にあるという認識で、私自身もその例外ではありませんでした。その都度、必

(43) 古川・前掲書、40頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

要悪なのだと言いに聞かせてきましたが、多くのカネが自分の周囲を飛び交ってゆきました。⁽⁴⁴⁾」

Ⅲ 全部開示と部分開示について

1. 外務省報償費（機密費）は部分開示されている

- ① 冒頭で指摘したように外務省の報償費の支出に関する行政文書について、外務大臣は、情報公開審査会の一部開示を求める答申⁽⁴⁵⁾を受け、2004年4月20日、部分開示しています。
- ② 同審査会が開示を求めた主要なものについては下の2つの表を参照してください。そこには、報償費の支出に関する行政文書も含まれています。

表1

文書類	開示すべき部分
支出計算書	
表紙「支出計算書」	すべて
表紙「支出済みの通知に関する書類」	年度別、月別、会計別、所管別及び支出済みの通知に関する書類の総紙数
表「支出科目別支出負担行為整理番号一覧表」	外務省報償費の掲載ページ
表「支出済一覧表」	表題、官署、所管、会計名、部局等、項、年度、年月日、科目、整理番号（支払回数）、負担官区分等、支払日、債主（諮問序の職員の職名のみ）の欄の記載事項。
支出計算書の証拠書類	
大規模レセプション（天皇誕生日祝賀レセプション、自衛隊記念日レセプション、我が国の公館長の離着任レセプション）に係るもの	件名、開催の日付、主催者、場所、経費の総額を記載した部分

(44) 海部俊樹「政治家・小沢一郎に生前葬を」文藝春秋2011年3月号。

(45) 2004年2月10日。平成15年度（行情）答申545号及び第546号、平成15年度（行情）答申第547号から第566号、平成15年度（行情）答申第567号～569号、平成15年度（行情）答申第671号及び第672号、平成15年度（行情）答申第673号から第677号、平成15年度（行情）答申第678号から680号。

酒類購入経費	件名, 日付, 経費の総額を記載した部分
在外公館長赴任の際などの贈呈品購入経費	件名, 日付, 支出要旨・説明, 経費の総額を記載した部分 (ただし, 当該記載内容から対象国名, 贈呈対象者及び贈呈品の具体的品目などに係る情報を除く。)
文化啓発用の日本画等購入経費	
百貨店などの店舗から購入した場合	購入に係る記載部分のすべて
上記以外の場合	件名, 日付, 支出要旨・説明, 経費の総額, 調達の数量を記載した部分 (ただし, 当該記載内容から品目ごとの金額, 調達先及び購入に至った経緯などに係る情報を除く。)
本邦関係者が外国訪問した際の車両の借上げ等の事務経費に係るもの	件名, 日付, 経費の総額を記載した部分

これは平成15年度(行情)答申第547号から第566号における別表

表 2

文 書 類 型	不開示とすべき部分
① 見積書, 契約書, 請求書及び領収書が添付された決裁書	贈呈対象者及び国名, 購入贈呈品の具体的品目名及びその内訳並びに贈呈品ごとの金額及び数量, 調達先, 金融機関並びに公表
② 支出依頼書	慣行のない個人の氏名及び職名に係る情報が記載された部分
③ いわゆる「入力票」及び「内訳表」が添付された支出負担行為即支出決定決議書	

これは平成15年度(行情)答申第673号から第677号における別表

- ③ 国(外務大臣)は, 外務省報償費の支出に関する行政文書につき, 全部不開示しているのではなく, 以上のような内容で部分開示しているのです。

2. 判例は部分開示請求権も保障している

- ① 以上に加えて, 外務省報償費の支出に関する行政文書の不開示処分につき, 東京地裁は, 2006年2月28日, それを取消す判決を下した⁽⁴⁶⁾。つまり, 東京地裁は, さらに開示度を高める(ほぼ全部開示)判決を下したのです。

(46) 行政文書不開示処分取消請求事件・平成13年(行ウ)第150号, 判時1948号35頁・判タ1242号184頁。

- ② 開示度について違いがありますが、控訴審において東京高裁は、2008年1月31日、「部分開示の当否」につき、以下のような判断をして部分開示を認容しているのです。⁽⁴⁷⁾

「…、本件各行政文書は、…複数の文書から構成され、作成名義も外務省職員のほか、請求書、領収書等の外部関係者によるものもあり、外形的事実等も事項ごとに有意性が認められるものであること、情報公開法は、不開示情報が記録されている場合を除き、行政機関に行政文書の開示を義務づけ、また、対象文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときを除き、部分開示を義務づけている（5条、6条）ことからすると、本件各行政文書については、…開示すべき部分と不開示とすべき部分とがあることが認められる以上、この区分に従って、部分開示を認めることは相当であるというべきである。」

- ③ そして、東京高裁は、「有償の情報収集等の事務の会合、非公式の二国間の外交交渉等の事務の会合及び国際会議等における非公式の多国間交渉の事務の会合の経費に係る文書」を、「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合の経費に係る文書」（直接接触到係る文書）と「情報収集等又は二国間、多国間の交渉そのものではなく、その交渉の準備あるいはその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合の経費に係る文書」（間接接触到係る文書）に分けています。前者は、外交官が本庁や在外公館で情報収集や外交活動を行うため相手方と直接接触した会合の支出関係文書で、後者は、外公館を訪問した国会議員や邦人との会合の支出関係文書です。
- ④ そのうえで、東京高裁は、「直接接触到係る文書」（895件）につい

(47) 行政文書不開示処分取消請求控訴事件・平成18年（行コ）第99号。

ては、支出決裁文書のうちの支払日と支出額の開示を命じ、また、「間接接触に係る文書」(58件)については、支出決裁文書のうちの会合・会食の目的、在外公館側・客側の出席者、開催日、支払日、金額等の開示を命じる等の判決を下しているのです。

- ⑤ 上告審の最高裁は、2009年2月17日、情報公開市民センターと外務大臣双方の申立を棄却する決定をしました。⁽⁴⁸⁾したがって、控訴審の東京高裁における「部分開示」判決が確定したのです。
- ⑥ 控訴審の東京高裁判決における部分開示の判断において重要なことは、「開示請求の対象とされた複数の文書中に不開示情報を含んでいるものとそうでないものとが混在しているとき」、「両者を特定して区分する責任」は、国民にあるのではなく「処分庁にある」ということです。
- ⑦ 第一審の東京地裁判決は、この点を含め、以下のように判示しています。

「開示請求の対象とされた複数の文書中に不開示情報を含んでいるものとそうでないものとが混在しているときに、両者を特定して区分する責任は処分庁にあるのであって、その責任を果たさないまま、開示に伴う弊害発生のおそれを理由にして、その全部を不開示とすることを情報公開法が容認しているとは解されない。このことは、一文書中に不開示情報とそうでないものとが混在している場合に、処分庁において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないこと、又は当該部分を除いた部分には有意の情報が記録されていないことのいずれかを主張・立証しない限り、部分開示に応じなければならないと解されること(情報公開法6条1項参照)との対比からも裏付けられるというべきである。被告は、

(48) 判例集不掲載。参照、情報公開市民センター代表・高橋利明「外務省報償費訴訟の結果について——確定判決の内容と訴訟の成果——」2009年3月3日。<http://www.jkcc.gr.jp/>

両者を区分するに足りる文書の外形的事実について、更に具体的な主張・立証をすべきものであるし、それ以前に、報償費の用途に関する運用について、その実態を踏まえ、より具体的な主張と立証を尽くすべきである。被告がその責任を果たさないことにより…、仮に…弊害発生のおそれが生じたとしても、それはやむを得ない結果というべきである。」

なお、部分開示を否定する独立一体説あるいは「独立した一体的な情報」説⁽⁴⁹⁾については、「準備書面（3）」（2009年10月9日）で批判している⁽⁵⁰⁾ので、ここでは言及しません。

- ⑧ このような判断を下しているのは、以下のように、不開示にすべき理由についての立証責任が行政の側にあるというのが最高裁判例⁽⁵⁰⁾だからです。なお、[]内は上脇による。

「文書を公開することにより当該又は同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」が「あるというためには、上告人〔大阪府水道企業管理者〕の側で、当該懇談会等が企画調整等事務又は交渉等事務に当たり、しかも、それが事業の施行のために必要な事項についての関係者との内密の協議を目的として行われたものであり、かつ、本件文書に記録された情報について、その記録内容自体から、あるいは他の関連情報と照合することにより、懇談会等の相手方等が了知される可能性があることを主張、立証する必要がある⁽⁵⁰⁾のであって、上告人において、右に示した各点についての判断を可能とする程度に具体的な事実を主張、立証しない限り、本件文書の公開による前記のようなおそれがあると断ずることはできない筋合いである。」

(49) 「準備書面（3）」（2009年10月9日）は、後のCで紹介している。

(50) 大阪府水道部懇談会議費情報公開請求訴訟最高裁判決・最高裁判所第三小法廷1994年2月8日判決、民集48巻2号255頁。

3. 外務省はさらに実質的な開示度を高めた

- ① 前述の確定した東京高裁判決が命じた開示度よりも、外務省は、開示度を実質的に高める運用をしていることにも注目しなければなりません。
- ② 外務大臣は、2002年度からは、前年度までは「報償費」から支出されていた、「庁費」の中の「要人外国訪問関係費」から支出されているものつき、従前全面不開示としてきた「直接接触」でも「間接接触」でも、支出決裁文書や支出証拠書類を開示するようになってきた、といわれています。

「川口外務大臣とリンゼー大統領補佐官との会合・会食についての現金出納簿を開示している。そして、国会議員に対する在外公館での会食の領収書を含む支出関係証拠もすべて開示されるようになった。⁽⁵¹⁾」

IV 本件開示請求文書に記載された情報と法に定める不開示事由との関係について

1. 本件開示請求対象文書と全部開示・部分開示

- ① 前述の外務省報償費の支出に関する行政文書は、一般に、内閣官房報償費のそれよりも、機密性が高いと思われませんが、それでも、全部不開示されておらず、部分開示が認容されているのですから、内閣官房報償費の支出に関する行政文書は、それと同様、否、それ以上に開示されるべきです。
- ② また、前述した元官房長官の野中広務氏でさえ、以下のように述べ、内閣官房報償費の支出に関する行政文書の部分公開を主張しています。

「やはり外交的にはある程度公開できないものもあるのではないか

(51) 情報公開市民センター「外務省の機密費公開請求訴訟は最高裁へ」
2008年8月。http://www.jkcc.gr.jp/

と思います。ただ、その他のものについては公開していく、そういうやり方を透明化していくやり方がいいと思いますね。」「ある程度明確にして、不透明な、あるいは私的な官邸機密費の使い方ができないような状況を、きちっと仕組み的しておくべきだなあ、と思いますね。』

つまり、外交上開示すれば重大な支障が生じる情報もあるでしょうが、それ以外は開示して透明化すべきであり、それを通じて内閣官房報償費の不当な支出がなされないような仕組みに改めるべきであるというのが、元官房長官であった野中氏の助言なのです。

- ③ 外務省報償費の支出に関する文書について判例が部分開示を認容したということは、情報公開法は、国民らには部分開示請求権を保障していることとなります。
- ④ したがって、部分開示できるにもかかわらず部分開示しないのは、違法であるだけでなく、国民らの部分開示請求権を保障しないことになり、権利侵害になります。
- ⑤ 全部公開にするのか、部分公開にするのか、どの情報を不開示情報にするのかを判断する際に留意する必要があるのは、第一に、
国務大臣、国会議員、一般公務員らの氏名は、支出の相手方であったとして、開示すべきであるということです。住民の「知る権利」を保障し国よりも早くから情報公開条例に基づいて情報開示を行ってきた地方自治体では、交際費・食糧費等の使途につき、相手方公務員の氏名や役職は開示されてきました。
- ⑥ 第二に、「情報収集」であれば当然に機密として不開示情報になるとは限らない、ということです。前述の歳川氏の著書は、会計検査院の検査も領収書による使途の確認もなされていないため、「『情報収集』を名目にすれば領収書なしで会計検査を通るのだから、機密費を使う場合それを悪用するのは簡単だ。」「このようにして政府機密費は外部の干渉をいっさい拒否した聖域として保

たれ、国民の目から完全に隠された事実上のブラックボックスと
なってきたのである。」「複数の外務省関係者の話によれば、同省
幹部らの飲食つきの会合や予算要求時に大蔵（現財務省）官僚を
接待する『官官接待』などにも機密費が使われたが、そのような
場合も『情報収集』を名目にするが多かったという。具体的
には、機密費の支出手続き書類に外国の在日大使館員名簿から適
当に名前を選び、『A国大使館B氏と会合』などと記入、その目
的を『情報収集』とするのだ。これで領収書なしで機密費が使える。⁽⁵²⁾
。」と書いています。

- ⑦ 税金である内閣官房報償費の用途を全部不開示にして主権者・納
税者である国民にとって事実上のブラックボックスにしてしまえ
ば、内閣官房報償費が裏金として使われる途を残すことになりま
す。そうなると、主権者・納税者の不信感はますます増幅するこ
とになります。ですから、裁判所としては、そのような運用を認
めるべきではありません。現行の情報公開法の規定どおり、各行
政文書に明記されている情報の内容に応じて、全部開示か、部分
開示かのいずれかとする判決を下すべきです。

2. 情報公開法第5条でいう「不開示情報」とその判断の際に十分留意 されるべきこと

- ① いわゆる情報公開法は、第6条で部分開示を定めています。その
際、重要になるが、開示すべき情報と不開示すべき情報の判断基
準です。
- ② 同法第5条は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開
示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情
報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請

(52) 歳川・前掲書、63-64頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定めています。

- ③ そして、同条は、不開示情報として、いわゆる、個人情報（第1号）、法人情報（第2号）、国の安全・外交情報（第3号）、公共の安全情報（第4号）、行政の意思形成過程情報（第5号）、行政執行情報（第6号）を挙げています。
- ④ ただし、不開示情報に該当するか否かを判断する際に十分留意しなければならないことが幾つかあります。本件に関係することのみ、以下、指摘します。
- ⑤ その第一は、個人情報（第1号）については、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は不開示情報から除外されています。つまり、当該「部分」は個人情報であっても開示しなければならない情報なのです。
- ⑥ 第二に、行政執行情報（第6号）においては、「公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としており、したがって、単に「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としていないことです。言い換えれば、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示情報ではないのです。松井茂記『情報公開法 [第2版]』（有斐閣・2003年）は、以下のように指摘しています。

「不開示とされているのは、これらの情報のうち『当該事務・事業の性質上訴の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』である。支障が生じることが問題なのは、『適正な』遂行である。それゆえ、適正でない行政執行に支障が生じても、何ら非開示とすべき理由にはならない。」⁽⁵³⁾

(53) 松井茂記『情報公開法 [第2版]』有斐閣・2003年278頁。

- ⑦ また、そこでいう「支障を及ぼすおそれ」ですが、「支障」とは実質的なものでなければならず、かつ、「おそれ」の程度も法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるということです。松井茂記『情報公開法 [第2版]』（有斐閣・2003年）は、以下のように指摘しています。「『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されることになる。⁽⁵⁴⁾」
- ⑧ 以上のことを踏まえて、内閣官房報償費の支出に関する個々の行政文書について不開示情報になるかどうかについての意見を述べます。ただし、相手方が国会議員など公務員である場合については、最後に述べることにし、以下では、支出の相手方が民間人あるいは外国人である場合を前提にして、私見を述べます。

3. 具体的な検討

(1) 被告国の総論的主張とそれに対する反論

ア 被告国の総論的主張

- ① 内閣官房報償費の支出に関する行政文書（本件対象文書）は、「出納管理簿」「報償費支払明細書」「領収書等」「政策推進費受払簿」「支払決定書」の5つです。
- ② 被告国の説明によると、内閣官房報償費は、その用途に応じて「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」の3つの目的類型があります。
- ③ 被告国の説明によると、「出納管理簿」「報償費支払明細書」「領収書等」は「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」の3つ全てに関わる文書で、「政策推進費受払簿」は「政策推進費」に関わ

(54) 松井・同上書，278頁。279頁も同じ。

る文書で、「支払決定書」は「調査情報対策費」「活動関係費」の2つに関わる文書です（内閣官房内閣総務官千代幹也「陳述書」（201年7月26日。以下、千代「陳述書」という。乙第20号証）9-10頁）。

- ④ 千代「陳述書」は、以下のように述べ、本件対象文書を全部不開示にすることを主張しています（なお、「…」は省略を意味し、下線と[]は上脇による）。

・「内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長宛の請求書…など、内閣官房報償費が国庫から内閣官房長官に支出されるまでに作成される文書…は、具体的な用途との関連性が少ないため、平成15年11月以降、公開することといたしました。」（8頁）

・しかし、「内閣官房報償費という国の経費は高度な機密性を要する非常に特殊な費用です。内閣総務官としてその事務を掌理している私としては、その内容を明らかにすることに大きな限界があり、内容が公開された場合には計り知れない支障が生じると強く感じているところです。」（2頁）

「その〔内閣官房報償費の〕具体的な用途が明らかになると、…国益が大きく損なわれることになってしまいます。」（3頁）

・「内閣官房報償費については、請求書に記載された請求日や請求額を公開しただけで、そのときの内閣の重要政策課題や政治経済情勢と関連付ける等の方法で、具体的な用途を推測し、憶測を述べる記事が新聞、雑誌等に掲載され、世間の注目を集める結果になる…。」

「仮に内閣官房費の仮に内閣官房報償費の具体的な用途に関わる文書が一部でも開示された場合には、その用途と内政・外政上の重要案件との関係について、事実とかわりなく様々な推測・憶測が大々的に報道されるなどして、被告が主張している様々な支障が現実のものとなり、収拾がつかない状態に陥ることは明らかです。」（8頁、9頁）

イ 被告国の総論的主張の確認とそれに対する反論

- ① 被告国の立場は、第一に、請求書等の「内閣官房報償費の具体的な使途との関連性が少ない文書」を公開しているのですから、当該文書を公開しても、国益を大きく損なうことも、計り知れない支障が生じることもない、と判断しているということです。これについて私には異論はありません。
- ② 被告国の第二の主張は、内閣官房報償費の具体的な使途に関わる文書の一部（部分）開示でもマスコミが推測・憶測を大々的に報じるから、全部不開示にすべきである、というものです。しかし、被告国は、「内閣官房報償費の具体的な使途との関連性が少ない文書」である請求書等を公開してマスコミが報じているのは、実際の使途ではなく、その推測・憶測にすぎないことを認めています。マスコミによる推測・憶測がなされることで、国益を大きく損ない、計り知れない支障が生じるのであれば、請求書等も開示しないはずですが、実際には、そのような運用はなされていません。マスコミによる推測は常に真実を言い当てているものであるとは限らないからでしょう。ということは、内閣官房報償費の支出に関する文書を全部開示または一部（部分）開示しても、そこからの推測が、請求書等を開示して行われる程度の推測と本質的に異なるものではないのであれば、開示しても国益を大きく損なうことも、計り知れない支障が生じることもない、ということになります。

(2) 被告国の主張する「領収書等」に共通すると3つの支障とそれに対する反論

- ① 千代「陳述書」は、「政策推進費の領収書等」を全部公開すれば3つの支障が生じ（10-15頁）、「調査情報対策費のうち対価として使われた分の領収書等の情報が明らかになった場合の支障は、政策推進費に係る領収書等の場合と同様」だし（15頁）、「活動関係費に係

る領収書等の情報が明らかになった場合に生じる支障」のうち、「情報収集や協力依頼等の相手方等に対して謝礼、慶弔費、活動経費を支払っている場合…の支障については、…政策推進費に係る領収書等…として使用された分ですべてのと同様」だし（17頁）、さらに、「領収書等以外の対象文書についても、…領収書等に記載された情報を明らかにした場合と同様の支障があります。」と主張しています（19頁）。そこで、ここでは、「領収書等」と「領収書等以外の対象文書」を全部公開した場合、被告国が主張する3つの支障について、被告国の主張を反論しておきます。

- ② 千代「陳述書」は、「政策推進費の領収書等」を全部開示すれば、第一に、「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なう」という支障が生じると主張しています（10－11頁）。具体的には、「仮に領収書等に記載された相手方の氏名等の情報が公にされることになれば、それだけで相手方との信頼関係が大きく損なわれることとなります。」と説明し（11頁）、「領収書等に記録された個々の支払の額が公にされることになると、相手方は、自らが受けた額と他者に支払われた額とを比較することができるようになります。常識的に考えて、このような事態が信頼関係に悪影響を与えることは明らかです。すなわち、相手方は、自分が受け取った額が低いとの印象を受けた場合には、内閣が自分を低く評価し、重要人物と位置付けていないことによるものであるなどと考え、内閣官房長官や内閣に対し、不満、不快感を抱き、信頼が失われてしまいます。」と説明し（11頁）、「領収書等に記載された日付のみを取り上げてみても、それが公開されれば想像を交えた使途等が云々され、『内閣がカネで政策課題を解決しようとしている』などと批判する報道等が掲載されることが予想されます。」と説明し（12－13頁）、全部不開示を主張しています。

- ③ 確かに、政策推進費の支払の相手方（政策推進費の受取人）の「氏

名等」については、それが民間人であれば、原則として被告国の言いつ分も理解できます（例外は後述します）。

- ④ しかし、「日付」については、マスコミが報じるのは、前述した請求書の場合と同じように実際の用途ではなく、その推測・憶測にすぎません。ですから、領収書等に記載されている「日付」については、請求書で開示されているのですから、開示すべきです。
- ⑤ また、政策推進費の個々の「支払額」ですが、民間人の「氏名等」が開示されるのであれば、「相手方は、自らが受けた額と他者に支払われた額とを比較すること」は無意味になりますから、「信頼関係に悪影響を与えること」は考えられません。
- ⑥ 千代「陳述書」は、領収書等を全部開示すれば、第二に、「我が国が外交上及び安全保障上不利益を被る」という支障が生じると主張します（13-14頁）。
- ⑦ しかし、「相手方」が外国人であれば、その「氏名等」を開示にし、それ以外を全部開示しても、「相手方の氏名等」が不明である以上、そのような支障が生じることはありません。
- ⑧ 千代「陳述書」は、領収書等を全部開示すると、第三に、相手方が「第三者による不正な工作等を受ける」という支障が生じると主張しています（14-15頁）。
- ⑨ しかし、前述したように、民間人や外国人が相手方であればその氏名等を不開示にし、それ以外の情報を全部開示しても、「相手方の氏名等」が不明である以上、そのような支障が生じることはありません。
- ⑩ 以下、本件対象文書ごとに被告国の主張を確認し、具体的に反論します。

(3) 「政策推進費受払簿」は全部開示すべきです

ア 相手方が記載されない「政策推進費受払簿」が公開されることによっ

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

て一般人に政策推進費の使途等を特定することは不可能なので、「政策推進費受払簿」には不開示情報は含まれていない！

- ① すでに確認したように、「政策推進費受払簿」とは、内閣官房報償費の「政策推進費」に関する文書です。
- ② 千代「陳述書」によると、「政策推進費受払簿」とは「内閣官房長官が、内閣官房報償費から政策推進費として使用する額を区分する都度、…作成して」いる文書です。ですから、内閣官房長官が誰かに政策推進費を支払ったときのものではありません。
- ③ これに記載されている情報は、「年月日」「前回残高」「前回から今回までの支払額」「現在残額」「今回繰入額」「現在額計」「内閣官房長官（氏名、押印）」「確認（(事務補助者)内閣総務官室（氏名、押印)）」です。
- ④ これらの情報については、全部開示されている請求書（内閣官房長官が内閣官房報償費を請求している行政文書）における情報と比べてみましょう。

内閣官房報償費請求書	政策推進費受払簿
年月日	年月日
	前回残高
	前回から今回までの支払額
	現在残額
請求金額	今回繰入額
	現在額計
内閣官房長官（氏名、押印）	内閣官房長官（氏名、押印）
官署支出官・内閣府大臣官房会計課長（氏名、押印）	確認（(事務補助者)内閣総務官室（氏名、押印）

- ⑤ 「政策推進費受払簿」には、前述したように、内閣官房長官が誰かに支払ったときのものではなく、その前に、同長官が単に受け取ったときのものですから、「相手方」は記されてはいません。ですか

ら、千代幹也内閣総務官も、昨年（2010年）8月13日の証言で、「政策推進費をだれに配ったかというのは、受払簿からはわかりませんが」の証言しています（「証人調書」46頁）。

- ⑥ また、政策推進費を支出する場合の具体的な目的も明記されてはいません。千代幹也内閣総務官は、昨年（2010年）8月13日の証言で、具体的な目的は「出てきません」と証言しています（「証人調書」46—47頁）。
- ⑦ 内閣官房長官が政策推進費を誰かに支払うために受け取っただけの「政策推進費受払簿」における内閣官房長官の氏名については、請求書における内閣官房長官の氏名は開示されているのですから、それについても公開できるはずです。それが開示されたことで、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底いえないことは、あまりにも明白です。
- ⑧ 「政策推進費受払簿」における事務補助者の氏名については、請求書における官署支出官の氏名も開示されているのですから、それについても公開できるはずです。それが開示されたことで、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底いえないことは、あまりにも明白です。
- ⑨ 「政策推進費受払簿」における「年月日」については、請求書における「年月日」も開示されているのですから、それについても公開できるはずです。それが開示されたことで、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底いえないことは、あまりにも明白です。
- ⑩ 「政策推進費受払簿」における「今回繰入額」については、これは、前出したように、内閣官房長官が誰かに支払った金額ではなく、その前に、自らが取った金額です。請求書における請求額も、

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

内閣官房長官が誰かに支払った金額ではなく、単に請求した金額であり、これについては、開示されているのですから、「政策推進費受払簿」における「今回繰入額」についても開示できるはずです。それが開示されたことで、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底いえないことは、あまりにも明白です。

- ⑪ 「政策推進費受払簿」における以上の情報以外の「前回残高」「前回から今回までの支払額」「現在残額」「現在額計」は、請求書には記されていない情報ですが、そこには、例えば、政府が外交上重要な情報の収集・提供を依頼している「相手方の氏名等」は一切記されてはいませんから、それらが開示されても、政策推進費を受け取った「相手方」が誰であるのかを特定することは絶対に不可能です。
- ⑫ また、「推測」がなされるときも、それは請求書等を開示したときになされる程度の「推測」と本質的に異なりません。それ以上の推測は不可能です。被告国は請求書等を開示しているのですから、「請求書等」を開示したときになされる程度の「推測」がなされるときも、それを理由に不開示にすべきではないことは、国の実務が教示している結論です。
- ⑬ したがって、「政策推進費受払簿」を全部公開しても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えませんから、「政策推進費受払簿」は全部開示すべきです。

イ 月1～3回の定期に支出されている政策推進費について、内閣官房長官の行動と付き合わせることで「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することも絶対に不可能！

- ① 千代「陳述書」は、「政策推進費受払簿」に記載された作成日付、金額（前回残額、前回から今回までの支払額、現在残額、今回繰入額

及び現在額の合計)等の情報が公になった場合、政策推進費の一定期間における支払総額や一定時点における繰入額が明らかになり、「その当時の内政上、外政上の政策課題等を照らし合わせることにより、政策推進費の支払の目的・内容や支払の相手先等が特定又は推測されるおそれがある」と説明しています。

- ② しかし、例えば、「政策推進費受払簿」における「年月日」は、そもそも内閣官房長官が誰かに政策推進費を支払った年月日ではなく、単に政策推進費を受け取った年月日にすぎません(参照、千代幹也「証人調書」76頁)。請求書における年月日が開示されても、「特定の事業との関係」を「特定」することや「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することが不可能であるように、「政策推進費受払簿」における「年月日」が開示されたからといって、「特定の事業との関係」を「特定」することや「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することが不可能です。
- ③ この結論は、「年月日」以外の情報が全て開示されても、同じです。
- ④ また、そもそも内閣官房長官の行動については、国民がそれを全て漏らさず把握することは不可能です。内閣総理大臣(首相)については「首相動静」として新聞報道されています(これでも内閣総理大臣の行動は全て把握できるわけではありません)が、「内閣官房長官動静」というようなマスコミ報道記事は、そもそもありません。内閣官房長官の具体的な行動については、マスコミ報道の個々の記事を手がかりに、それをつなぎ合わせて把握するしかありませんが、その作業によって内閣官房長官の具体的な行動を全て把握することは不可能です。
- ⑤ 私は、ある新聞社のデータベース(有料)で、2006年9月1日における安倍晋三内閣官房長官の行動を調べてみました。そうすると、時刻や場所がわかる記事は、「安倍晋三官房長官(51)は1日夕、広島市内で記者会見し、自民党総裁選出馬を正式に表明し、新憲法

の制定や教育の抜本改革などを柱とする政権構想を発表した。……」だけでした。その翌日（同年同月2日）の安倍晋三内閣官房長官の行動についても同様に調べてみましたが、「安倍晋三官房長官は2日午後、自民党総裁選に向け松山市で開かれた党四国ブロック大会の討論会で、後継首相になった場合の道州制導入に関し「次の任期中に骨格を決めるのが第一弾だ」と述べ、党総裁として一期目の任期である3年間で道筋を付けたいとの意向を表明した。」だけでした。結局、この両日、安倍内閣官房長官は、1日の夕方、広島市内もどこかで記者会見し、2日午後、松山市で開かれた党四国ブロック大会の討論会に参加していることしかわかりませんでした。つまり、安倍内閣官房長官のそれ以外の行動は、マスコミ報道では全くわからないのです。

- ⑥ もちろん、他のマスコミ報道を追加して収集すれば、以上以外の情報も収集できるかもしれませんが、しかし、マスコミは内閣官房長官の全ての行動を網羅して報道されているわけではないからです。これでは、内閣官房長官の行動を把握できるとは到底言えません。
- ⑦ 一般人が内閣官房長官の行動の一部を知ったからといって、政策推進費受払簿には政策推進費の支払の相手方の氏名等は記されていない以上、「特定の事業との関係」を「特定」することも「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することも、絶対に不可能です。
- ⑧ また、「推測」がなされるとしても、それは請求書等を開示したときになされる程度の「推測」と本質的に異なりません。それ以上の推測は不可能です。被告国は請求書等を開示しているのですから、「請求書等」を開示したときになされる程度の「推測」がなされるとしても、それを理由に不開示にすべきではないことは、国の実務が教示している結論です。
- ⑨ したがって、「政策推進費受払簿」は全部開示しても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある」とは言えませんから、「政策推進費受払簿」は全部開示すべきです。

(4) 「(報償費) 支払明細書」も全部開示すべきです

- ① 千代「陳述書」によると、「(報償費) 支払明細書」は、「国の会計検査において」「内閣官房報償費に係る領収書等の証拠書類」をせず、それに代わり、提出する文書です(23頁)。
- ② 「(報償費) 支払明細書」に記載される情報は、「取扱責任者氏名」「年月日」「前月繰越額」「本月受入額」「本月支払額」「翌月繰越額」「支払年月日」「支払金額」「合計」(額)「使用目的」「取扱者名」「備考」です。
- ③ つまり、「(報償費) 支払明細書」には、会計検査院に対して開示しても支障のない限度での項目だけを記載したもののなのです。
- ④ ですから、支払相手方はどこにも記載されないままです。千代幹也内閣総務官は、昨年(2010年)8月13日の証言で、これを認めています(「証人調書」48頁)。
- ⑤ また、「支払目的」欄には、「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」のいずれかが記載されているだけです。
- ⑥ したがって、「(報償費) 支払明細書」に記録されている全ての情報が開示されても、一般人は内閣官房報償費の相手方を「特定」することは絶対に不可能です。
- ⑦ また、「推測」がなされるとしても、それは請求書等を開示したときになされる程度の「推測」と本質的に異なりません。それ以上の推測は不可能です。被告国は請求書等を開示しているのですから、「請求書等」を開示したときになされる程度の「推測」がなされるとしても、それを理由に不開示にすべきではないことは、国の実務が教示している結論です。
- ⑧ したがって、「(報償費) 支払明細書」に記録されている全ての情

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

報が開示されても、相手方との信頼関係を損なうことはありえませんし、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えませんが、「(報償費) 支払明細書」は全部公開すべきです。

(5) 「出納管理簿」は「支払相手方等」を含め全部公開でも良い場合があるようです

- ① 千代「陳述書」によると、「出納管理簿」とは、「事務補助者は、内閣官房報償費の出納管理のため、月ごとにまとめた上で、さらに当該年度に係る累計額で、当該年度等における内閣官房報償費全体の出納状況を一望することができるように、内閣官房報償費の出納がある都度、…記載して作成」する文書です。
- ② そこに記載されている情報は、「年月日」「摘要（使用目的等）」「受領額」「支払額」「残額」「支払相手方等」「月分計」「累計」「立会人（事務補助者）」「確認者」です。
- ③ このうち、「支払相手方等」以外の情報は、前掲の「(報償費) 支払明細書」に記載されている情報と基本的に異なるものではありませんから、これらの情報が開示されても、「特定の事業との関係」を「特定」することも「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することも、絶対に不可能ですし、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは到底いえないことは、あまりにも明白です。
- ④ 「支払相手方等」の欄には、「(注) 本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載されていますから、原則として、開示されれば支障がある「支払相手方等」はそもそも記載されていないこととなります。
- ⑤ したがって、「支払相手方等」が記載されていなければ、「出納管理簿」は全部開示しても、「特定の事業との関係」を「特定」す

ることも「支払目的・内容や支払相手先等」を「特定」することも、絶対に不可能ですから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えないこととなります。

- ⑥ また、たとえ「支払相手方等」が記載されていても、その情報は、「開示されても支障がある情報ではない」と判断されて記載されていることになるので、「支払相手方等」が記載されている「出納管理簿」を全部開示しても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えないこととなります。
- ⑦ もっとも、これに対しては、千代幹也内閣総務官は、昨年（2010年）8月13日の証言で、「支払相手方は全部書いている」と証言しています（「証人調書」25頁）ので、反論が予想されます。実際に、そうであれば、「本欄は記載した場合、支障があると思われる」か否かの判断をせずに支払相手方を書いていることとなります。つまり、本欄は記載した場合、支障がある人物の氏名も記載されているし、支障がない人物の氏名も記載されているということとなります。内閣官房報償費の支払相手方は全て不開示にしなければならぬのであれば、そもそも「（注）本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載する必要はありません。このような記載があるということは、支払相手方の氏名が開示されても支障がない人物にも支払われるということが、内閣官房報償費にも想定されているのです。ですから、裁判所は、「支払相手方の氏名が記されていれば当然不開示にする」と判断せずに、開示すれば支障があるか否かを個別に判断していただきたいのです。

(6)「支払決定書」は「支払相手方等」以外の全ての情報を開示すべきです

- ① 千代「陳述書」によると、「支払決定書」とは、「調査情報対策費と活動関係費を支出するとき」「取扱責任者である内閣官房長官が、調査情報対策費又は活動関係費の1件又は複数件の支払に係る支払決定を行うために…作成」する文書です。
- ② そこに記載されている情報は、「年月日」「内閣官房長官（氏名、押印）」「金額」「支払目的」「支払相手方等」「支払及び確認年月日」「(事務補助者)内閣官房内閣総務官室（氏名）」です。
- ③ 千代「陳述書」は、「支払決定書に記載された支払相手方等、支払目的、作成日付、金額等の情報が明らかになると、情報収集や協力依頼等の相手方、これらの諸活動に利用した会場場所の事業者、交通事業者等のほかに、具体的な支払目的、支払内容や支払決定を行った時期、支払額が明らかになり」、「特定の時期に作成された支払決定書の量や作成頻度が明らかになるだけでも、その時期に生じていた政治事案等と対比したり、他の時期の作成量や作成頻度と対比したりして、これらと特定の事案との関係が推測され、内閣官房報償費の具体的な使途が推測されることになり」、「相手方との信頼関係が損なわれることになります。」と説明しています（20頁）。
- ④ しかし、「支払相手方等」の欄に全く記載がない場合や、「支払相手方等」（ただし原則として民間人）を不開示にし、他の情報を全部開示したとしても、開示される情報は、「年月日」「内閣官房長官（氏名、押印）」「金額」「支払目的」「支払及び確認年月日」「(事務補助者)内閣官房内閣総務官室（氏名）」ですから、これらが開示されても、相手方の氏名等は不明のままですし、一般人が内閣官房報償費の具体的な使途を特定することは不可能ですから、「相手方との信頼関係が損なわれる」ことは、ありえません。
- ⑤ 「調査情報対策費」と「活動関係費」が1つの「支払決定書」にま

とめて支出されている場合、支出金額は両者の合計額であり、そのうち、調査情報対策費が幾らの金額で、活動関係費が幾らの金額なのか、全くわかりませんし、支出日などについても同様に全くわかりません。また、支出内容について代表的なものしか記載されていないでしょうから、その具体的な用途について一般人が代表的な支出内容以外を特定することは不可能です。

- ⑥ ただし、「支払相手方等」が、以下のような民間人である場合には、不開示にする必要はありません。

(7) 「領収書等」についても、「民間人の支出相手方等」以外の全ての情報を開示すべきです

- ① 千代「陳述書」は、「領収書等とは、内閣官房報償費の支払に関して、支払の相手方から受領した領収書、請求書及び領収書のことであり、内閣官房報償費の領収日等の日付、あて名、金額、相手方氏名（情報提供者、協力者の氏名、会場場所の業者名、交通事業者名等）の情報が記録されていますが、領収書等の実際の形式は様々です。領収書等は、政策推進費、調査情報対策費及び活動関係費という経費の区分ごとに、それぞれの経費に係るものに類別できます…」と説明しています。
- ② 千代「陳述書」は、「政策推進費の領収書等」を全部開示すれば、「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なう」という支障が生じると主張し（10-11頁）、全部不開示を主張しています。
- ③ しかし、領収書等のうち民間人である「支払相手方の氏名等」の情報を不開示にしたうえで、他の情報を全部開示したとしても、内閣官房長官の行動の全てを調査・把握することは不可能である以上、開示される情報から一般人が支払相手方や内閣官房報償費の具体的な用途を特定することは不可能です。
- ④ また、政策推進費は、全額、内閣官房長官が直接相手に支払うのは、

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

事実上不可能です。前述した政治家の証言によると、内閣官房副長官など内閣官房内部の公務員らを使って配布しているのが実態のようです。被告国「第7準備書面」（2010年1月8日）も、「本件対象文書に係る内閣官房報償費の支出において、この中に公務員を支払の相手方とするものがあつたとしても、それは、いずれも活動経費（活動に要した実費）又は非公務員である相手方に代わって受領するものである。」と説明しています（13-14頁。15頁も同じ）。そうなると、内閣官房長官の行動の全てを調査・把握することがたとえ可能であつたとしても、実際に配布している公務員らの氏名が不明であれば、開示される情報から一般人が支払相手方や内閣官房報償費の用途を特定することは不可能です。

- ⑤ その場合、領収書等の氏名等に記されているのが、当該使者の氏名等であり、それが開示されたとしても、当該使者の行動は全て調査・把握することは不可能ですし、たとえそれが可能であつたとしても、政策推進費を実際に受け取った人物の氏名等は領収書等に記されていない以上、開示される情報から一般人が支払相手方や内閣官房報償費の用途を特定することは不可能です。
- ⑥ また、「領収書等の実際の形式は様々」ということですので、領収書等が開示され、一般人が領収書等の形式を知ったからといって、一般人が内閣官房報償費の用途を特定することは不可能です。

(8) 「支払相手方」が情報提供者等以外の民間人なら不開示にする必要がない

ア 調査情報対策費・活動関係費における会合に関する情報

- ① 千代「陳述書」によると、調査情報対策費と活動関係費に関する文書には「会合の場所」の情報が記載されているようです（15頁，17頁）。
- ② 千代「陳述書」は、第一に、「内閣官房報償費を用いて行う情報収集や協力依頼等の活動は、高度の秘密を要するため、その相手方と

の会合についても、秘密裏に行われる必要があることは、言うまでもありません。相手方から決まった場所を指定してくる場合も数多くあります。このような会合の場所の業者に関する情報が明らかになった場合、マスコミ等による当該業者などへの取材の結果、情報収集や協力依頼等の相手方が特定又は推測される可能性があります。」「また、領収書等に記録された金額が公となると、相手方は、会合場所で供された飲食費等について、他者の受けた分の金額とを比較することができるようになります。」「このような場合、政策推進費に係る領収書等について述べた「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なうこと」と同様の支障が生じます。」と主張しています（15-16頁）。

- ③ しかし、情報収集や協力依頼等の相手方である会合の相手方が民間人や外国人である場合、その氏名等が開示されなければ、飲食費等の金額の比較をする意味がなくなります。
- ④ また、たとえ会合の場所（お店の場所等）が開示され、マスコミの取材の結果、必ず「情報収集や協力依頼等の相手方が特定」されるわけではありません。また、「情報収集や協力依頼等の相手方」の「推測」は、請求書等の全部開示による「推測」と本質的に異なるものではない。
- ⑤ したがって、会合に関する情報が全部開示されても、「情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なうこと」はありません。
- ⑥ 千代「陳述書」は、第二に、「会合場所の業者に関する情報が明らかになると、会合場所が特定又は推測され、マスコミ等による当該業者などへの取材に加え、内閣に関する情報を不正入手しようとする者や内閣の政策運営を妨害しようとする者等が、当該業者やその従業員に働きかけ、あるいは従業員として事業者の内部に潜入させることなどにより、情報収集を図ることが考えられ、接触の相手方やその内容等に関する情報を漏洩させる危険がありますとまた、同

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

様の会合が開催される場合に事前にその情報を提供させたり、会場場所の人の出入りを監視させることにより、関係者が特定されるなどのおそれがあります。これでは会合の秘密を守るなどということは到底かないません。」と主張しています（16頁）。

- ⑦ しかし、開業の場所の業者の方が国の信頼を得るために従業員などにも秘密厳守させるので、「会場場所の業者に関する情報」が開示されても、必ず「接触の相手方やその内容等に関する情報」が「漏洩」させるというわけではありません。
- ⑧ 千代「陳述書」は、第三に、これまで利用してきた「会場場所の業者を以後利用できなくなる」という支障が生ずると主張しています（16-17頁）。
- ⑨ しかし、第一と第二の支障が必然的に生じるわけではないので、第三の支障が生ずることないでしょう。
- ⑩ 前述したように「週刊宝石」（1998年4月9日号、同年同月16日号）は、1998年（平成10年）2月分の内閣官房報償費の一部の「支払い明細書」と「支払い命令書」を入手し、報じています。この結果として、第一、第二、第三の支障が生じたのでしょうか？

イ 活動関係費中の「交通費」についての「交通事業者」等の情報

- ① 千代「陳述書」は、「交通費として使用されている場合には、タクシー、ハイヤー等の交通事業者に関する情報が明らかになると、マスコミによる取材等により、関係者からの情報の漏洩等を誘発して、相手方が特定された結果、相手方との信頼関係を損なうため、政策推進費に係る領収書等のところで述べたのと同様の支障が生じる」。「交通事業者については、信頼のおける決まった運転手に運転をお願いしたりしているところです」と主張する（18頁）。
- ② しかし、内閣官房長官が内閣官房報償費で交通費を支払っている先の交通事業者名を開示しても、当該交通事業者は、国との信頼

関係を維持しなければ恒常的に利用してもらえず営業にマイナスになるため、「信頼のおける決まった運転手」の氏名をマスコミに教えることは考えられません。

- ③ また、交通事業者も当該運転手も、顧客等に関する情報をマスコミに漏らすことは考えられないでしょう。
- ④ さらに、情報収集や協力依頼等の相手方が「真に機密性の高い情報」をタクシー等の社内で語るとは思えません。
- ⑤ したがって、「交通事業者に関する情報」を開示しても、「相手方との信頼関係を損なう」ことはありえないでしょう。

ウ 活動関係費中の「贈答品」についての「販売業者」等の情報

- ① 千代「陳述書」は、「贈答品の購入費用として使用されている場合については、購入先の事業者等に関する情報が明らかになると、相手方との会合場所に直接贈答品を届けてもらう場合もあり、マスコミによる取材等により、芋づる式に関係者からの情報の漏洩等が誘発されることとなります。そして、このようにして相手方が特定された結果、相手方との信頼関係を損なうため、政策推進費に係る領収書等のところで述べたのと同様の支障が生じる」し、「また、贈答品の品物や金額に関する情報が公になると、贈答品を贈られた相手方は、自らが受け取った品と他者に贈られた品とを比較できるようになり、…領収書等に記録された個々の支払の額が公になった場合と同様の支障が生じます」と主張しています（18-19頁）。
- ② しかし、「贈答品の品物や金額に関する情報」を開示しても、相手方の氏名等を開示しなければ、贈答品を他者と比較する意味もなくなります。
- ③ また、購入先の事業者名が開示されても、当該事業者は国との信頼関係を維持しなければ恒常的に利用してもらえず営業にマイナ

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

スになるため、顧客等に関する情報をマスコミに知らせることはありえないでしょう。

- ④ したがって、贈答に関する情報を開示しても、相手方は「特定」されることはありませんから、「相手方との信頼関係を損なう」ことはありえないでしょう。

エ 活動関係費中の「書籍類」についての「書店名」等の情報

- ① 千代「陳述書」は、「書籍類の購入のために使用されている場合については、購入書籍類の内容に関する情報を収集すれば、そのときに内閣官房長官等が関心を持って情報収集等している事案や分野が明らかになることから、不正な工作等が行われる可能性があり、その結果、内閣における政策の推進に支障を及ぼすおそれがある」し、「また、内閣官房報償費を使って購入した書籍類の内容に関する情報が明らかになると、内閣官房長官が購入した目的とはかかわりなく、様々な憶測を呼ぶおそれがあり、内閣の様々な政策運営に支障を及ぼすことにもなりかねません。」と主張しています（19頁）。
- ② しかし、書籍類の購入をした書店名を開示しても、当該書店やその従業員は、国との信頼関係を維持しなければ恒常的に購入してもらえず営業にマイナスになるため、顧客や購入書籍に関する情報をマスコミに知らせることはありえないでしょう。
- ③ また、内閣官房長官が購入した目的が「特定」されることもないでしょう。憶測が請求書等の開示による場合と本質的に異ならないものであれば、不開示にすべきではありません。
- ④ したがって、書籍類の購入書店や購入図書等を開示しても、「内閣の様々な政策運営に支障を及ぼす」ことはないでしょう。

オ 活動関係費中の「支払関係費」(「銀行の振り込み手数料」)を支払った「銀行名」の情報

- ① 千代「陳述書」は、「支払関係経費として使用されている場合についても、…金融機関やその従業員がマスコミの取材や不正な工作等の対象となるため、個別の振込先である会合場所等の情報が明らかになるおそれがあり、その結果、内閣における情報収集や協力依頼等の活動全般に支障が生じることとなります。」と主張しています(19頁)。
- ② しかし、金融機関とその従業員は、国との信頼関係を維持しなければ恒常的に取引・利用してもらえず営業にマイナスになるため、顧客に関する情報をマスコミに知らせることはありえないでしょう。
- ③ したがって、金融機関名(銀行名)を開示しても、会合場所等の情報が明らかになることはありませんし、「情報収集や協力依頼等の活動全般に支障が生じること」もありえないでしょう。

4. 相手方が国会議員など、公務員である場合

(1) 「合意等に対する対価」として政策推進費が国会議員らに支出されることの問題点

- ① 情報公開法第5条第6号における行政執行情報においては、「公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としており、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないことは、すでに前述しました。
- ② 被告国「第5準備書面」(2009年8月7日)は、「内閣官房長官が、内政・外交に係る内閣の重要政策等の企画立案、総合調整等を的確に行っていくためには、その判断の材料となる、当該分野をめ

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

ぐる内外の諸情勢等の情報を迅速かつ的確に調査，収集するとともに，国の内外における様々な立場の関係者等の協力を確保しつつ，合意形成を図っていく必要がある。」と説明した後に，以下のように記しています。

「例えば，利害関係者が多数いる複雑な課題の場合には，その多数の関係者間の合意形成に向けて，まずは，当該課題に係る適切・妥当な合意形成への方針・手法（いわゆる「落としどころ」への持っていき方）を探るべく，様々な立場の関係者が従来公の活動の場で表明している意見・方針等の背景や情報可能な点についての情報収集や意見交換を行い，分析した上で，おおよその合意点を見いだし，さらに合意点に向け，関係者に対し直接的あるいは間接的な様々な働きかけや調整を行い，譲歩を引き出し，あるいはこちらも譲歩し，最終的に関係者の合意を得られることになる。」
(10-11頁)

- ③ そして，被告国「第4準備書面」（2008年12月17日）および同「第6準備書面」（2009年10月19日）の両別紙1「対象期間中における内閣官房報償費一覧」には，使用目的「政策推進費」の使用目的区分に「対価（合意・協力，情報）」と明記されています。
- ④ 千代幹也内閣総務官は，2010年8月13日の証言で，「合意」について「相手方の調整の過程においていろいろな協力を行うとか，相手方においてこういった点で，こういった点では同じ見解ですなという場合はあろうかと思えます」と説明し，「合意に対する対価」につき，対価を「払う場合もあれば払わない場合もあるだろうかと思えます」と証言しています（「証人調書」33-34頁）。
- ⑤ このように政策推進費は「合意に対する対価」「協力に対する対価」としても支出されているわけですが，これにつき私が真っ先に思い浮かべたのは，「国会対策」（国対）のために内閣官房報償費が支出されているという前掲の野中元官房長官などの多くの証

言です。

- ⑥ ということは、例えば、野党が「反対」している法律案を国会で成立させるために、野党の国会議員（例えば野党の国会対策委員長）に対し当該法律案に「賛成」する「合意」または「協力」を取り付けるために、あるいは、当該法律案の強行採決をするために「合意」または「協力」を取り付けるために、内閣官房報償費（政策推進費）が支出される場合があることを意味しています。
- ⑦ もっとも、法律案が政府提出法案であり、反対しているのは、与党の国会議員である場合もありますし、いわゆる高級官僚である場合もあります。また、法律案以外では、予算案の場合も考えられますし、その他の議案の場合も考えられます。
- ⑧ 千代幹也内閣総務官は、昨年（2010年）8月13日の証言で、「属性によって払う払わないということは、特段ルールがあるというものではございません」と証言し、国会議員らへの「合意・協力に対する対価」の支払対象から除外すると明言してはいません（「証人調書」35頁）。
- ⑨ いずれの場合であれ、衆参の国会議員や官僚は国家公務員ですし、彼らが内閣官房報償費（政策推進費）を受け取って政府・与党の法律案を成立させることに「合意」し、あるいは「協力」することは、「職務行為に対する国民の信頼」を裏切ることになりますから、その支出はいわば「賄賂」と言えるでしょう。
- ⑩ ですから、そのような支出は、元々違法な支出であり、そのような秘密は法的に保護すべきではありません。「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないのですから、国会議員らの氏名は開示すべきです。
- ⑪ この点は、前述の法案等に関する「情報に対する対価」が国会議員らに支払われる場合にも妥当します。特に公務員については、

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

そもそもそのような者からの情報を収集するのに内閣官房長官が対価を支払うことは、それが、公務員が職務上取り扱っている情報である限り、その情報につき対価を支払うことはあり得ないはずで（参照、千代幹也「証人調書」44－45頁）、職務上取り扱っている情報に對価を支払っているとなれば、それは賄賂性を帯びるものですから、それは、適法な秘密とは言えず、法的な保護に値しません。「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないのですから、公務員らの氏名は開示すべきです。

（2）政治資金または選挙運動資金として支出している場合も不開示情報ではない！

ア 政治資金としての国会議員らへの寄附の場合

- ① 政治資金規正法（1948年7月29日法律第194号）は、政党または政治団体の政治資金の収入及び支出（収支）を政治資金収支報告書に記載させる法律ですが、それだけではなく、寄附については質的制限や量的な制限を行っている法律でもあります。
- ② 同法によると、国会議員などの公職の候補者の政治活動に関して寄附することは、何人にも禁止され、それに違反すると、処罰されうることとなります（第21条の2、第26条）。
- ③ 前述したように、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないのですから、政治資金規正法に違反する、国会議員などの公職の候補者に政治活動のための寄附は、開示すべきですから、国会議員の氏名も開示すべきです。

イ 政治資金として形式的に政党の支部長である国会議員ら（実質は政党支部）への寄附の場合

- ① 政治資金規正法は、前述したように、政党または政治団体の政治資金の収入及び支出（収支）を政治資金収支報告書に記載させる法律ですが、ここでいう「政治資金」とは、政党や政治団体が私的に集めた資金だけではなく、公的な資金も含まれている、というのが、総務省の見解であり、現にそのような法律運用がなされています。ですから、政党助成法（1994年2月4日法律第5号）に基づき政党に交付されている公金の政党交付金や、「国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律」（1953年7月7日法律第52号）に基づき会派に交付されている公金の立法事務費も、政党の政治資金収支報告で、「収入」として記載・報告されているのが現状です。なお、政党交付金の「使途」は政党助成法に基づいて政党交付金使途報告書に記載しなければなりません、立法事務費の「使途」については、それを記載して報告する条項はありません。結果的には、政治資金収支報告書で立法事務費はその他の政治資金と一緒に支出の記載がなされている形になります。
- ② したがって、公金である内閣官房報償費が政治資金として支出されるようなことあれば、それを受け取ったものが形式的には政党の支部長（国会議員など）であり、実質的には「政党支部」であれば、一応形式的には、それらは、その資金を「収入」として報告しなければならず、それを故意に怠れば、虚偽記載（不記載）の罪に問われうることになります（政治資金規正法第12条・第25条）。ですから、そのような寄附は、政治資金収支報告書に報告しなければならないのですから、情報公開法における「不開示情報」とは言えません。
- ③ もっとも、公金を政治資金として支出するには、憲法に違反せず、かつ法律上の根拠が必要です。しかし、公金である内閣官房報償費

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

を政治資金として「政党支部」に支出することを許容する法律はありません。

- ④ したがって、公金である内閣官房報償費を政治資金として政党支部（形式的には支部長の国会議員）に支出することは、違法です。
- ⑤ 前述したように、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないのですから、違法な政党支部への寄付は、開示すべきですし、形式的に受け取った支部長である国会議員らの氏名も開示すべきです。

ウ 選挙運動資金としての国会議員らへの寄附の場合

- ① 内閣官房報償費が選挙運動資金としての国会議員や知事など公職の候補者に寄附された場合、それは、公職選挙法（1950年4月15日法律第100号）に基づいて選挙運動費用収支報告書に「収入」として記載する必要があり、それを故意に怠ると、処罰されうることになります（第189条・第246条）。
- ② その寄附は収入として選挙運動費用収支報告書で公開されるのですから、当然、内閣官房報償費が選挙運動資金としての寄附として国会議員に支出された場合、それは、不開示情報とは言えませんから、選挙運動資金としての寄附は開示されなければなりませんし、それを受け取った国会議員の氏名も開示すべきです。
- ③ また、公職選挙法は、公金が選挙に使用される場合として、いわゆる選挙公営を明記していますので、選挙公営以外に公金⁽⁵⁵⁾が選挙に使用されることを許容していない、と解されますから、公金である内閣官房報償費が特定の候補者の選挙運動費用として支出されるとすれば、それは「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且

(55) 詳細は選挙制度研究会『実務と研究のためのわかりやすい公職選挙法 [第13次改訂版]』ぎょうせい・2003年227-230頁。

つ適正に行われること」(第1条),つまり「選挙の公正」を害することになり、違法である、と解すべきです。

- ④ また、公職選挙法は、「選挙運動に関する支出金額の制限」が定められており(第194条～第196条),この「選挙費用の法定額」を超えて支出すると罰則が予定されています(第247条)から、内閣官房報償費が選挙運動に使用されれば、この違反が問題になるでしょう。
- ⑤ 前述したように、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではないのですから、違法な内閣官房報償費の支出は、開示されなければなりませんし、それを受け取った国会議員の氏名も開示されなければなりません。

(3) 国会議員など公務員への支出は財政法にも違反!

- ① 内閣官房報償費が国会議員らへの私的な裏カネとして支出され、あるいは国会議員らの政治活動資金あるいはまた選挙運動資金として支出されたとなると、それは、国の予算など財政に関して定めている財政法(1947年3月31日法律第34号)にも違反する疑いが生じます。
- ② というのは、財政法は、「各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない」として、公金の目的外使用を禁止しているからです(第32条)。
- ③ 財政違反の目的外支出については、適法な秘密とは言えず、法的な保護に値しません。前述したように、「適正」ではない「事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報公開法における「不開示情報」ではありませんから、国会議員らの氏名は開示すべきです。

最後に

- ① 内閣官房報償費の支出に関する行政文書についての全部不開示処分は、取消されるべきです。
- ② 裁判所は、文書に記録されている情報に応じて、全部開示、部分開示を判断すべきです。少なくとも民間人の情報提供者等支払相手方の氏名等を情報公開法における「不開示情報」とすることは、やむを得ないとしても、情報提供者等ではない民間の支払相手方である事業者等の名称や、国会議員、知事、官僚等の公務員の氏名等については、開示すべきです。前者は開示しても実質的な支障は生じませんし、後者は違法または不当な支出先（使者である場合は別）ですから不開示にする法益がありません。
- ③ 被告国が主張する、（部分）開示による支障とは、すでに開示されている請求書の開示に基づくマスコミの用途等の推測と本質的には異ならず、その域を超える推測ではありません。これを理由に、やむを得ない必要最小限を超えて広く情報の不開示を行うことは、憲法および情報公開法に違反し、民主主義国家に不可欠な情報公開制度を骨抜きにする違憲・違法な運用です。
- ④ 内閣官房報償費がいわゆる裏金になっているとの証言は、全く根も葉もない事実無根のデマであるとして簡単に無視することはできません。その証言が、実際に内閣官房報償費を使った元内閣総理大臣・元内閣官房長官・元内閣官房副長官らだからです。
- ⑤ 古川利明『日本の裏金 [上] 首相官邸・外務省編』は、以下のよう
に記しています。「『権力の裏金』は、できる限り少なくし、そして、
ゼロに近づける努力は常に続けなければならない。なぜなら、『権
力の裏金』とは『暗黒政治の産物』であるからだ。人間の良心を麻
痺させ、腐敗、墮落させてしまうのが、こうした『カネ』の力だか
らだ。腐敗した政治は、そこで税金を払っている国民を、間違いな
く不幸にする。それだけは絶対に食い止めなければならない。」⁽⁵⁶⁾

- ⑥ また、歳川隆雄『機密費』は「機密および機密費に関して必要なのは、不正な、あるいは恣意的な使い方を防ぐための情報公開のルールづくりだ。」と提案しています⁽⁵⁷⁾。
- ⑦ したがって、全部不開示を許してはならないことは言うまでもなく、やむを得ない必要最小限を超えて広く情報の不開示を認めることは、議会制民主主義を健全なものにして行くためにも絶対に避けなければならないのです。
- ⑧ 私は、裁判所（裁判官）が、憲法、法律、良心に基づき（憲法第76条第3項）、主権者国民・納税者国民のために適切な判断をされることを切に求めるものです。

(56) 古川・前掲書，339頁。

(57) 歳川・前掲書，202頁。

C 「独立した一体的な情報」説に対する批判
(原告側「準備書面」)⁽⁵⁸⁾

1, 本稿（本準備書面）は、被告国の部分開示否定論、最高裁の部分開示否定論に対する反論である

2, 被告・国は、「本件対象文書について部分開示すべき義務は認められない」と主張し、その法的根拠として、特に、大阪府公文書公開等条例（1984年3月28日大阪府条例第2号）第10条等について判示した最高裁2001年〔平成13年〕3月27日第三小法廷判決⁽⁵⁹⁾を援用し、「独立した一体的な情報を更に細分化することを求めることができないことは確立した判例である」と述べ、「情報公開法についても、その5条及び6条の規定によれば、行政機関の長は、『独立した一体的な情報』を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示事由に該当する情報は記録されていないものとしてこれを開示することまでも義務付けられてはおらず……」と主張している（「第5準備書面」2009年8月7日36－57頁）。被告が援用する最高裁判決の論理は、ここまで独立一体説あるいは「独立した一体的な情報」説と表現されてきた。

しかし、この独立一体説の主張は、国の部分開示義務について定めている情報公開法第6条の法解釈を幾重にも誤ったものであり、本訴訟において採用されるべきではない。

第一に、国が援用する前掲最高裁判決は、大阪府情報公開条例第10条についての解釈を行っている事案であるが、同条は情報公開法第6条第

(58) これは、私・原告側が大阪地裁に提出した平成19年（行ウ）第92号・内閣官房報償費情報公開請求事件「準備書面（3）」（2009年10月9日）である。

(59) 最高裁2001年〔平成13年〕3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁。

2項と同様の規定を有しないから、情報公開法第6条第2項の解釈が問題となる本訴訟において、前掲最高裁判決を援用すること自体が間違いである。

大阪府情報公開条例第10条は、当時、「実施機関は、公文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。」と定め、第1号として「第8条第1項各号のいずれかに該当する情報で、当該情報が記録されていることによりその記録されている公文書について公文書の公開をしないこととされるもの」を、第2号として「前条各号のいずれかに該当する情報」を、それぞれ挙げていた。そして「公開しないことができる公文書」について定めている同条例第8条は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を公開しないことができる。」とし、第1号から第6号まで非公開情報を挙げていた。

これに比して、情報公開法第6条第2項は、開示請求に係る行政文書に「特定の個人を識別することができるもの」が「記録されている場合」、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして」、同条第項の規定を「適用する」と定めている。

大阪府情報公開条例第10条には、情報公開法第6条第2項と同様の規定を有しないのである。国が援用する前掲最高裁判決における裁判官元原利文の補足意見は、「情報公開法の規定をみれば、同法6条2項に相当する定めを欠く本件条例10条の解釈としては、個人識別部分ないし相手方識別部分のみを非公開とし、その余を公開するといった態様の部分公開をすべき旨を実施機関に義務付けているとまでは到底解されな

いのである。」と述べているが、これは、大阪府情報公開条例が「情報公開法6条2項に相当する定め」を欠いていなければ、「個人識別部分ないし相手方識別部分のみを非公開とし、その余を公開するといった態様の部分公開をすべき旨を実施機関に義務付けている」と解されることを教示している。

したがって、前掲の最高裁判決が大阪府情報公開条例第10条の解釈として妥当であったとしても、当該解釈を、それと条文構造の異なる情報公開法第6条の解釈に持ち込み、後者を前者の独立一体説で解することは、間違った解釈である。

もっとも、前掲の最高裁判決と裁判官元原利文の補足意見は、情報公開法第6条第2項につき、同条第1項の部分開示義務で開示されない部分について開示するための「創設規定」であると解しているわけであるが、その解釈は「誤っている」と批判されている⁽⁶⁰⁾。同条は、創設規定ではなく、そもそもあえて規定する必要のなかった「確認規定」にすぎないからである⁽⁶¹⁾。

とはいえ、本訴訟への国の前掲最高裁判決の援用は妥当ではない。情報公開法第6条第2項を「確認規定」と解する立場からすると、大阪府情報公開条例第10条は、部分開示が義務づけられるので⁽⁶²⁾、およそ前掲最高裁判決のこのような「独立した一体的な情報」説をとる余地はないからである。これは、国の主張が間違っている第二の理由である。以下、詳しく説明する。

大阪府情報公開条例10条はアメリカ情報自由法に由来する。アメリカ

(60) 三宅弘「交際費情報公開判決と審査会の役割——最三小判平成13年3月27日批判」『自由と正義』2002年10月号92頁 [97頁]。

(61) 角替晃「情報公開法6条～8条——部分開示、公益上の理由による裁量的開示、行政文書の存否に関する情報」ジュリ1156号（1999年6月1日号）55頁 [56頁]。

(62) 高橋正徳「知事交際費と公文書公開」『平成13年度重要判例解説』ジュリ1224号（2002年6月10日号）41頁 [43頁]。

連邦議会は1974年の改正で、アメリカ情報自由法、合衆国法典第5編552条(b)項として、「記録の合理的に分離することができる部分は、本項により適用除外される部分を削除した後、当該記録請求者に、これを提供しなければならない。」と定め、部分公開義務規定を設けた。大阪府は、このこと踏まえ情報公開条例の制定を目指した。1983年5月、大阪府情報公開府民会議(会長・和島岩吉元日弁連会長)は、『情報公開の制度化への提言』において、「ある情報の一部分が適用除外事項に該当する場合、当該部分のみを非公開とし、その他の部分は公開すべきである」とし、部分公開を義務づけるよう提言した。その結果、大阪府情報公開条例に第10条が盛り込まれたのである。したがって、同条は、個人識別情報における「記録の合理的に分離することができる部分」の公開義務規定として解釈され、「およそ、『独立した一体的な情報』説を採る余地など存在しない」のである。⁽⁶³⁾ 現に、大阪府自身においても独立一体説を採ってはいないと言われている。⁽⁶⁴⁾

また、そもそも前掲最高裁判決で展開されている「独立した一体的な情報」説は、同判決において、大阪府情報公開条例第10条をそのように解すべきという「実質的論拠については全く説明されままである」し、「『情報の一体性・独立性』という概念は、実定法に依拠しない全くの新概念である」から、「実務や裁判において混乱が生じる上に、『一体的な情報』の概念が拡大解釈されることで、部分開示の途が閉ざされてしまうおそれが生じる」⁽⁶⁵⁾。それゆえ、前掲最高裁判決のような「情報の捉

(63) 三宅・前掲「交際費情報公開判決と審査会の役割」92頁[94-95頁]。参照、同「情報公開法の見直しと残された課題」(<http://www.hap-law.com/miyake/treatise1.html>)。

(64) 参照、三宅・前掲「情報公開法の見直しと残された課題」における注14では、「情報公開法の制度運営に関する検討会2004年6月14日第3回・大阪府のヒアリング」が挙げられている。

(65) 高橋信行「最高裁判所民事判例研究(民集555巻2号)12 大阪府知事交際費情報公開請求事件 第二次上告審判決」『法学協会雑誌』125巻1

え方」は、「これまでの部分公開の法理に関する実務解釈、運用と大きな隔たりがあり」⁽⁶⁶⁾、「情報公開制度の趣旨にそぐわない結果を招く危険がある」⁽⁶⁷⁾と批判されてきたのである。

松井茂記教授も、前掲最高裁判決を以下のように批判している。

「条例のもとで非公開とされなければならないのは、『個人に関する情報』でありかつ特定個人を識別させるか識別させる可能性のあるものであるから、これを文書単位で考える根拠に乏しい。しかも条例制定当時一般に、特定個人を識別させる部分を除いて個人に関する情報であっても公開すべきことは当然と考えられていたのであるから、これは条例を実質的に書き直しているのと等しいように思われる。やはり、この種の規定のあるなしにかかわらず、情報公開条例についても原則として特定個人を識別させる部分を除いて公開する義務があると考えらるべきである。それゆえ、氏名や住所などを削除して公開することにより特定個人が識別されえなくなるのであれば、その部分を削除してこうかすることが必要だというべきであろう」⁽⁶⁸⁾。

ということは、前掲最高裁判決は、情報公開法第6条第1項、第2項の部分公開義務規定を「誤解した」⁽⁶⁹⁾のである。

国の主張が間違っている第三の理由としては、前掲最高裁判決が適切であったと仮定しても、同判決が別の事案にも当然妥当するというものではないし、また、その後の最高裁判決においては、独立一体説は採用されておらず、むしろ前掲最高裁判決が適切でなかったが故に否定されており、実質的には判例変更されているということを、指摘することが

号（2008年）193頁「212頁」。

(66) 右崎正博「総論 最高裁と情報公開判例」『法律時報』75巻5号（2003年）46頁 [48-49頁]。

(67) 藤原静雄「交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方」『季報情報公開』1号（2001年）33頁 [42頁]。

(68) 松井茂記『情報公開法 [第2版]』有斐閣・2003年190頁。

(69) 三宅・前掲「交際費情報公開判決と審査会の役割」92頁 [96頁]。

できる。

まず、前掲の最高裁判決は、裁判官元原利文の補足意見によると、「本件は、法廷意見が第1の5の冒頭で説示するとおり、昭和60年当時の本件条例の解釈に基づき実施機関がした処分の効力につき、第1次上告審の判示に従って判断した原判決についての再上告であるとの制約があることを重ねて付言しておきたい。」と説明されているように、他の事案にも当然に妥当するものではない。⁽⁷⁰⁾1986年〔昭和61年〕の提訴から当該判決まで16年もの歳月がかかっているうえに、その途中で裁判所の判断が大きく変遷したことなどを見ると、「裁判所自身もかなり混乱した状態にあったと推察される」とまで指摘されているのである。⁽⁷¹⁾それゆえ、前掲最高裁判決は別の事案にも当然妥当するというものではない。

また、その後の最高裁判例においては、前掲の最高裁判決のような独立一体説は採用されていない。例えば、千葉県県立小金高等学校の校長の校外出張に係る記録の非公開決定についての最高裁2003年〔平成15年〕11月11日第三小法廷判決は、⁽⁷²⁾以下のように判示している。

「本件各公文書の記載欄のうち『給料表の種類』欄及び『級・号給』欄に記録されている情報は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするためのものであり、『氏名』欄に記載された同校長の氏名と一体として同校長の私事に関する情報そのものを成すものであるから、本件条例11条2号の非公開情報

(70) 参照、宇賀克也【「判例クローズアップ」知事交際費の情報公開——大阪府知事交際費訴訟第二次上告審判決を中心にして】『法学教室』253号（2001年10月号）46頁〔51頁，53頁〕，團藤丈士「知事之交際費に係る公文書公開請求に対する実施機関の部分公開義務の有無と裁判所による全部非公開決定の一部取消しの可否」『平成13年度主要民事判例解説』判例タイムズ1096号（2002年9月25日号）254頁〔255頁〕。

(71) 高橋・前掲「最高裁判所民事判例研究（民集555巻2号）」193頁〔200頁〕。

(72) 最高裁2003年〔平成15年〕11月11日第三小法廷判決・判タ1143号229頁・裁判所時報1351号6頁。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

に当たるものというべきであるが、本件各公文書に記録されたその余の情報は、いずれも同校長の私事に関する情報を含まないから、同号の非公開情報に当たらないものというべきである。また、本件各公文書中の上記非公開情報に係る部分は、それ以外の部分と容易に、かつ、公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離することができるから、本件条例12条に基づき、上記非公開情報に係る部分を除いて本件各公文書を公開すべきものである。なお、『氏名』欄の記載は、上記非公開情報とその余の情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報は含まれていないのであるから、この欄の記載は、公開すべきその余の情報に係る部分に含まれるものとして公開しなければならないと解される。」

そのほか、大阪府府政局財政部財政課に係る食糧費の支出関係文書の非公開決定についての最高裁2003年〔平成15年〕11月11日第三小法廷判決⁽⁷³⁾は、「原審が適法に確定した事実関係によれば、……文書等に記録された情報は、国又は地方公共団体の公務員がその職務として会議等に出席したことに関する情報であり、公務員個人の私事に関する情報を含むものでないことが原審によって確定されているのであるから、上記文書における別紙一覧表の『相手方の氏名』欄及び『相手方の役職名』欄に対応する記載を含む情報は、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報であり、本件条例6条2号の非公開情報に当たらないというべきである。」などと判示し、独立一体説には一切触れないまま個人情報情報の部分公開を判示している。富山県職員の出勤簿のうちの職・氏名・採用年月日・退職年月日・出勤・出張等に関する情報の非公開決定についての最高裁2003年〔平成15年〕11月21日第二小法廷判決も、⁽⁷⁴⁾「本件出

(73) 最高裁2003年〔平成15年〕11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁。

(74) 最高裁2003年〔平成15年〕11月21日第二小法廷判決・民集57巻10号1600頁。

勤簿に記載された情報は、県の個々の職員の出勤、出張、休暇等の状況が1日単位で明らかになるように記載されたものであり、各日付欄に記載された各情報を含め、その『職』及び『氏名』の各欄の記載と結び付いており、特定の個人が識別され得る情報ということができる。しかしながら、本件条例の目的、趣旨からすれば、県の職員の公務遂行に関する情報は、当該職員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、当該職員が本件条例10条2号の個人に当たることを理由に非開示情報に該当するということとはできないものと解すべきである。」などと判示し、ここでも独立一体説には一切触れず、個人情報の部分公開を判示している。

最後に最近の最高裁判決を紹介しておく。愛知県の食糧費支出に関する予算執行書等の文書中に記載された懇談会出席公務員の氏名等の非公開決定⁽⁷⁵⁾についての最高裁2007年〔平成19年〕4月17日第三小法廷判決は、以下のように判示している。

「本件予算執行書又は本件支出金調書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報が記載されている場合には、その記載が上記各文書中のいずれの箇所にあるかを問わず、すなわち、その記載が上記各文書中の『題名』欄ないし『執行の目的』欄、『執行の内容』欄にあるか、あるいはその余の箇所にあるかを問わず、すべてこれを公開すべきであり、このことは、本件の第1次上告審判決の命ずるところである。

また、上記各文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであり、本件条例6条2項

(75) 最高裁2007年〔平成19年〕4月17日第三小法廷判決・平成18（行ヒ）50・公文書一部非公開処分取消請求事件最高裁判決。

の規定も、このような解釈を前提とするものと解される（最高裁判平成10年（行ツ）第167号同15年11月11日第三小法廷判決・裁判集民事211号349頁参照。）。

したがって、上記3（3）の各文書中の公務員の氏名や所属名、職名等の出席公務員が識別される部分は、公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてすべてこれを公開すべきである。」

この判決において裁判官藤田宙靖は補足意見を記しており、その補足意見は以下のように述べている。

「本件条例をも含む我が国の情報公開法制は、『情報』そのものではなく、『情報』の記載された『文書』を開示の対象として採用しており、また、文書を特定して開示請求がされる以上、その開示が請求者にとってどのような意義を持つ（役に立つ）のか、また、開示された文書をどのような目的のために利用するのか等を一切問うことなく、（例外的に法定された不開示事由に該当する情報が記載された文書を除き）請求の対象とされた文書の全体を開示することを原則として構築されている。この目的を可能な限り実現するために、請求の対象とされた文書の中に開示されるべき情報を記載した部分と不開示とされるべき情報を記載した部分とが混在している場合に、後者が容易に区分し得る限りにおいて、これを除いた他の部分を全面的に開示しなければならないこととしたのが、本件条例6条2項にもその例をみるような、いわゆる部分開示規定である。このような立法趣旨に照らすとき、これらの規定が、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、『一体としての（より包括的な）情報の部分』を構成するに過ぎないことを理由に、それが記載された文書の部分が開示義務の対象から外れることを想定しているなどという解釈は、およそ理論的根拠の無いものであると言わざるを得ない。」「情報公開法が6条1項に加え更に同条2項の規定を置いたのは、5条1号において非公開事由の一つとされる『個人に関する情報』が、同条2号以下の各非公開情報とその範囲に

つき『おそれがあるもの』等の限定を付しているのに比して、その語意上甚だ包括的・一般的な範囲にわたるものであるため、そのような性質を持つ『個人に関する情報』を記載した文書についても同条1項の部分開示の趣旨が確実に実現されるように、特に配慮をしたためであるからにはかならない。この意味において、それは、いわば念のために置かれた、確認規定としての性質を持つものであるに過ぎないのである。このような我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造に思いを致さず、単に例えば情報公開法6条2項が『当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する』という文言を用いているという事実から、専ら形式的な文言解釈により、これと異なる考え方を導き出す……解釈方法は、事の本末を見誤ったものと言わざるを得ず、到底採用することはできない。」

以上紹介した最高裁判決の判旨に照らすと、前掲2001年〔平成13年〕3月27日判決が展開した「独立した一体的な情報」説は決して被告の言うように「確立した判例」とは言いがたいだけでなく、むしろ、その後最高裁は実質的に判例変更を行っている⁽⁷⁶⁾と評するのである。

要するに、「開示を原則として不開示を例外として封じ込めるべきであるとする制度の建前からすると、不開示情報が記録されている部分と記録されていない部分が分離可能であるならば、不開示情報が記録されていない部分を実施機関は開示しなければならない。つまり実施機関は部分的開示義務を負うのである。」⁽⁷⁷⁾から、部分開示義務を定めた情報公開法第6条につき、「独立した一体的な情報」説を持ち込んで部分開示を否定してしまう解釈を採用することは、到底許されないのである。

以上。

(76) 三宅・前掲「情報公開法の見直しと残された課題」。

(77) 角替・前掲「情報公開法6条～8条」55頁〔56頁〕。